

平成25年7月2日

内閣総理大臣
安倍 晋三 様

平成26年度 国の施策・予算
に関する提案・要望書

宮城県知事 村井 嘉浩

平成26年度 国の施策・予算に関する提案・要望書

平成23年3月11日の東日本大震災の発生から、既に2年3か月余りが経過しましたが、これまでの調査において判明した本県の被害は、死者・行方不明者が約1万1千人、全半壊の住家被害が23万棟に上り、県下全体の被害額は約9兆円に達するなど、戦後、日本が経験したことのない未曾有の大災害となっており、被災者の生活再建、産業の再生などは、なお険しい道程の途上にあります。また、震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、農林水産物や観光に対する風評被害をはじめ、多くの深刻な問題が発生しております。

国におかれましては、発災以降、こうした事態に対処するための様々な要望を具体化していただき、特に昨年度におきましては、復興財源フレームを19兆円から25兆円に見直していただきましたほか、「津波被災地域における住宅再建支援」を平成24年度補正予算で、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」を平成25年度当初予算で措置していただくなど、被災県民・企業が心から待ち望んでいた各種施策を実現していただきました。

現在、本県では、全国の自治体、企業、団体、個人及び海外の皆様からの心温まる御支援をいただき、被災地域の復旧・復興に向け、県民一丸となって懸命に努力を続けております。

一方、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業

等、復興まちづくり関連事業の本格実施に伴い、土木・建築関連技術者などの不足や資材高騰による入札不調など、震災復興の過程で新たに発生した諸問題も未解決のまま継続しております。

甚大な被害から復旧・復興を果たし、美しい郷土を取り戻すためには、着実かつ継続的な事業実施が不可欠であり、国の基本方針や本県の復興計画における10年間という計画期間の中で、確実に復興を果たすためには、本県及び被災市町の努力はもとより、一層の財政支援や税制上の特例、各種の規制緩和、人的支援の拡充など、国の長期にわたるなお一層の支援が是非とも必要となります。

国におかれましては、全閣僚の皆様が復興大臣という御認識をいただいております。大変ありがたいと感じております。今後とも東日本大震災からの復旧・復興を国政の最優先課題と位置付け、現在の財政支援を可能な限り拡充するとともに、各種制度などにつきましても、実態に合わせて、必要な整備や改善を図られますよう、要望いたします。

加えて、震災復興以外の施策につきましても、鋭意取り組んでいく必要がありますことから、県民の福祉向上に必要な各種施策に対する要望に加え、今後の国の在り方を考える上で極めて重要な課題である地方分権の着実な推進等につきましても、提案をさせていただきます。

震災要望と併せて、これら要望・提案の趣旨につきましても、御理解をいただき、各項目の実現に向け、国として必要な整備や改善を図られますよう、要望いたします。

予算措置等を求める要望書
(東日本大震災関連)

重点要望項目

1 平成 26 年度以降における財政支援の継続等

【各省庁】

震災からの復旧・復興事業に対しては、東日本特別財政援助法の制定などにより、国庫補助率のかさ上げや補助対象範囲の拡大、各種基金の積増しのための交付金の増額など、通常より手厚い財政支援を講じていただき、更に東日本大震災復興交付金の創設や震災復興特別交付税としての地方交付税の増額により、地方負担が極力少なくなるような制度としていただき大変感謝しているところです。

しかしながら、「東日本大震災からの復興の基本方針」においても、本県の「宮城県震災復興計画」においても、復興期間を 10 年間としているところであり、復旧・復興の達成には、長期にわたる国の特例的な支援が是非とも必要であります。

つきましては、現在の財政支援を可能な限り拡充の上、平成 26 年度はもとより、国の集中復興期間を延長して実施することとし、そのための十分な予算措置を確実に講じることを求めます。また、被災地方公共団体の資金繰りを円滑にするため、被災地方公共団体への国庫支出金の交付に当たっては、引き続き年度のなるべく早い時期に概算交付するよう求めます。

2 東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用等

【復興庁】

東日本大震災復興交付金については、被災地方公共団体の復興状況を考慮し、平成 26 年度においても必要な予算を確保するよう求めます。また、被災地の実情に即して復興地域づくりを一層推進することができるよう、平成 25 年 3 月に公表された運用の柔軟化に関する方針の確実な実施を求めます。

なお、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業などにおいて、本格的に工事が始まりつつありますが、今後、事業の進捗に合わせ、工事の前倒し発注などへの柔軟な対応や人件費、建設資材の高騰へ即時の対応が必要なことなどから、事業費流用の柔軟な対応と手続の簡素化を求めます。あわせて、被災者の安定した生活環境を早期に整備するためにも、災害公営住宅整備事業に係る効果促進事業費の一括配分など、復興交付金交付事務の簡素化を求めるとともに、継続的な予算の確保を求めます。

3 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省】

本県においては、平成 25 年度への繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかし、災害復旧事業等では資材や人手不足による入札不調などで、また、被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な不可欠な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより、相当数の事業が繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

これまで事故繰越手続の簡素化を図っていただいたところですが、更に復旧・復興の取組を着実に推進できるよう、やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業については、事故繰越を定める財政法第 42 条及び地方自治法第 220 条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と、1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認について、特別の措置を講じられるよう求めます。また、事故繰越の複数回承認等が認められない場合には、復旧・復興事業を切れ目なく継続するため、各種手続の一層の簡素化に加え、必要となる予算の再予算化とともに、現在と同様の財政支援措置を講じられるよう求めます。

なお、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業については、平成 24 年度の手続において、事故繰越承認手続の作業の省力化が図られたところですが、本年度においても、依然として事故繰越承認手続を必要とする事業が多数見込まれることから、継続して省力化の措置を講じられるよう求めます。

4 復旧・復興に必要な職員確保に対する一層の支援

【各省庁】

現在、本県及び被災市町においては、復興交付金などの復興財源が配分され、震災復興計画などに基づき、一日も早い復興に向けて事業を推進しております。

しかしながら、本県をはじめ、津波により甚大な被害を受けた沿岸部市町においては、これまでの予算規模をはるかに超える事業推進を求められており、現在の人員体制では、事業計画に基づく事業の推進が極めて厳しい状況となっております。

これまでに、全国の自治体から数多くの職員を派遣していただき、被災市町においては任期付職員の採用などによる独自の職員採用を行い、本県においても任期付職員を採用して沿岸部の市町に派遣してきましたが、いまだに職員不足の解消に至っていません。

つきましては、復興関連事業の本格化に伴い不足している土木・建築職員などの技術職員だけでなく、用地買収や税務事務を担当する事務職員の更なる確保、復興関連事業の業務委託の推進による事務負担の軽減が必要不可欠な状況にありますことから、各省庁におかれては、国家公務員及び全国の自治体からのより一層の人的支援等について推進・強化されるよう求めます。

5 広域防災拠点の整備

【内閣府，復興庁，総務省，国土交通省】

広域災害に対して、救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を設置するとともに、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう、首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備するよう求めます。また、都道府県単位で広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用される広域防災機能を整備する場合に財政支援措置を講じられるよう求めます。

6 (仮称) 東日本大震災メモリアルパークの整備

【内閣府，復興庁，国土交通省】

東日本大震災を経験した我が国が、世界の震災・津波対策の向上に貢献するとともに、震災で生まれた各種の「絆」を育み、被災地の復興を支えていくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を、国において、最大の被災県である本県に整備されるよう求めます。また、津波浸水地域のうち復旧困難な一定エリアを、北から南まで概ね連担する形で国が買い上げ、防災・減災、憩い、レクリエーション、追悼等を目的として、公園・緑地、防災林、築山・盛土等を広域的かつ総合的に整備することを求めます。

さらに、各自治体による復興祈念公園の整備や津波震災遺構の保存整備に関する取組について、財政上の支援措置を講じられるよう求めます。

なお、平成 25 年度政府予算に調査費が計上された復興祈念施設の検討に当たっては、その施設規模や整備内容について、被災市町をはじめ県民の思いが十分くみ取られるよう配慮願うとともに、国内最大の被災地であり、国民が追悼や鎮魂及び津波災害の伝承を行う場として最もふさわしい石巻市南浜地区に、管理も含め全額国費で整備されるよう求めます。

7 東北地方への医学部新設の特例

【復興庁，文部科学省】

人口 10 万人当たりの医師数が全国最低であった東北地方は、東日本大震災の発生により、医師不足に拍車が掛かっており、地域医療の充実喫緊の課題です。また、東北地方は今後も高い高齢化率が見込まれるなど、医療ニーズが高く、在宅医療などの地域医療を支える総合医の養成が必要であることに加え、放射能による健康被害対策や PTSD（心的外傷後ストレス障害）など、被災地特有の対策も求められることから、抜本的かつ恒久的な対策として「地域医療を志す人材を養成する新たな医学部の設置」が必要です。

新たな医学部の設置は、震災により仮設住宅等での生活を余儀なくされ将来に大きな不安を抱える数多くの被災者にとって、医療環境の改善はもとより、新たなまちづくり

に向けて「希望の光」となるものであり、「復興の象徴」となる事業です。

つきましては、医師の地域偏在により医師不足が顕著である東北地方に震災からの復興を図るための特例として大学医学部の新設を認め、新設医学部において東北地方に根差した医師を養成するための対策を講じられるよう求めます。

8 災害公営住宅及び公営住宅の整備等に係る財政措置

【国土交通省】

公営住宅及び災害公営住宅の国庫補助等対象額の算定基礎となる標準建設費については、人件費・資材単価等の値上がりが続いているため、標準建設費の増額と特例加算額の引上げ及び適用の拡大を求めます。また、災害公営住宅の整備に当たり、現行制度では、「災害公営住宅の用地取得造成については、平成 25 年度までの歳出予算に係る国の補助を受けるものに限る」とされていますが、平成 25 年度中に災害公営住宅の用地取得のめどが立たない地区が発生することが想定されるため、平成 26 年度以降も国庫補助を継続していただけるよう求めます。

あわせて、被災者の安定した生活環境を早期に整備するためにも、災害公営住宅整備事業に係る効果促進事業費の一括配分など、復興交付金交付事務の簡素化を求めるとともに、継続的な予算の確保を求めます。

9 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応等

【各省庁】

福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質汚染の影響により、本県県民は精神的な不安を覚え、本県産業に広範で深刻な被害が生じております。

原発事故による損害は、県境に関係なく被害の実態に応じて賠償されるべきであり、これまで、本県の損害を中間指針に明示するよう強く求めてきました。

その結果、農林水産物の風評被害に対する損害賠償に関しては、中間指針第 3 次追補に明示され、今後、賠償に向け具体的な事務が進むものと考えていますが、国においては、東京電力に対して、指針に明示された事実を改めて自覚させ、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、観光業の風評被害に関しては、原発事故との間に相当因果関係が認められるとして、東京電力から賠償内容の提示がなされましたが、被害の実態が正確に反映されているとは言いがたい、不十分な内容となっています。

つきましては、国においては、観光業に対する風評被害も含め、東京電力に対して、放射性物質の汚染により本県県民・事業者が受けた全ての損害について、その実態を直視し、十分で確実、迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

加えて、放射性物質を含む焼却灰等の処理や、廃棄物、土壌等の管理・処理等については、処理基準及びその安全性を国民に分かりやすく広報するとともに、処理に必要な施設の確保については、国が主体的に責任をもって対応するよう求めます。

特に、指定廃棄物の処理については、中間処理施設や最終処分場等の施設の設置など最終処分のために必要な体制の整備が早期に実現できるよう、国の責任において速やかに主体的かつ具体的な対応を進めることを求めます。

1 0 被災した J R 各線の早期復旧への支援

【復興庁，国土交通省】

東日本大震災で被災した J R 各線のうち被害の大きい 5 路線（常磐線，仙石線，石巻線，気仙沼線及び大船渡線）については、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。

被災地の復興には生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり、津波対策等を踏まえた地元自治体の新たなまちづくりと一体となった整備が課題となっております。

つきましては、鉄道路線のルート変更などが必要な場合には、原状での復旧に比べ事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について、国が全額を支援するよう求めます。

1 1 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援

【復興庁，総務省，農林水産省】

東日本大震災により漁場へと広範囲に流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底引き網漁船等で回収処理を進めていますが、海底のガレキの量や位置の把握は難しく、また、機械が届かない深い場所にあるガレキの回収は困難であることから、相当の取り残しが発生する見込みです。

これらの取り残されたガレキは、しけなどにより移動・漂流し、長期にわたって操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業については、将来にわたる確実な処分に向けて、平成 26 年度以降も継続するとともに、引き続き地方負担の生じない制度とするよう求めます。また、今回大量のガレキを処理するために各市町に設置された災害廃棄物処理施設は、平成 25 年度末までに撤去される予定であることから、これ以降に漁場から回収されたガレキを、従来から稼働しているクリーンセンターや廃棄物処理業者により処分する場合等に必要となる費用についても、全額国庫負担とするよう求めます。

1 2 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の運用等

【復興庁，経済産業省】

国の平成 25 年度予算において、東日本大震災で甚大な被害を受けた津波浸水地域と福島第一原発の事故に係る警戒区域等を対象とした、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が措置されています。

しかしながら、津波被害の甚大な市町では、既存の工業団地が仮設住宅用地として提供されていること、また新たなまちづくり計画において、工業系用地の整備が計画され

ていても、土地のかさ上げや区画整理等に相当の時間を要することなどの理由により、即座に企業向けに事業用地を分譲できない状況が続いています。

復興を果たすためには企業立地と雇用創出が不可欠であることから、復興が遅れる地域への立地に対しても確実に交付されるよう、本補助制度の期間を10年間とするよう求めます。また、甚大な被害を受けた沿岸市町においては、企業立地のための新たな事業用地の整備が必要なことから、事業用地の先行造成を行うための復興交付金の措置や新たな制度による財政的な支援を行うとともに、手続に係る要件の緩和を求めます。

さらに、沿岸市町の住民の雇用の受皿を早急に創出するため、補助対象地域として、内陸の市町村も加えて県内全域を対象とするよう求めます。

予算措置等を求める要望書
(東日本大震災関連)
要望項目一覧

<内閣府関係> 21 ページ

- 1 広域防災拠点の整備【復興庁，総務省，国土交通省再掲】
- 2 (仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備【復興庁再掲】
- 3 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応
 - (1) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施
県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路開拓への支援【復興庁，厚生労働省，農林水産省再掲】
 - (2) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援
自治体の被害対策経費に係る損害賠償【復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，環境省再掲】
- 4 緊急事態基本法の早期制定
- 5 遠隔避難者に対する生活支援の充実【復興庁，総務省，厚生労働省再掲】
- 6 原子力防災体制の再構築【環境省再掲】
- 7 自殺対策緊急強化基金の設置期限の延長及び積増し
- 8 中小企業金融円滑化法期限終了後における金融機関に対する適切な指導
- 9 中小企業の経営安定のための対策の着実な実施【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】
- 10 国際リニアコライダー（ILC）の誘致【復興庁，文部科学省再掲】

<復興庁関係> 25 ページ

- 1 東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用等
- 2 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用【総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】
- 3 広域防災拠点の整備【内閣府，総務省，国土交通省再掲】
- 4 (仮称)東日本大震災メモリアルパークの整備【内閣府再掲】
- 5 東北地方への医学部新設の特例【文部科学省再掲】
- 6 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応
 - (1) 出荷制限指示を受けた県産農林水産物への対応
生産者等への十分かつ迅速な賠償の実施【文部科学省，農林水産省，経済産業省再掲】
 - (2) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施
 - イ 県産農林水産物に対する十分かつ迅速な賠償の実施【文部科学省，農林水産省，経済産業省再掲】

- ロ 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路開拓への支援【内閣府，厚生労働省，農林水産省再掲】
- (3) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援
 - イ 森林や立木の汚染への対応【農林水産省，環境省再掲】
 - ロ 除染・吸収抑制対策等の充実強化【農林水産省再掲】
 - ハ 海洋への汚染水の流出防止対策【農林水産省，経済産業省，環境省再掲】
 - ニ 経営再開等に向けた生産者支援【農林水産省，経済産業省再掲】
 - ホ 自治体の被害対策経費に係る損害賠償【内閣府，総務省，文部科学省，経済産業省，環境省再掲】
- 7 被災したJR各線の早期復旧への支援【国土交通省再掲】
- 8 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援【総務省，農林水産省再掲】
- 9 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の運用等【経済産業省再掲】
- 10 東日本大震災農業生産対策交付金に係る十分かつ確実な予算措置【農林水産省再掲】
- 11 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保【総務省，農林水産省再掲】
- 12 震災からの復旧・復興に向けた社会資本整備に係る財政支援の継続【国土交通省再掲】
- 13 災害危険区域における災害復旧事業(都市公園)の柔軟な実施【国土交通省再掲】
- 14 「子ども・被災者生活支援法」に基づく被災者支援策の早期実現
- 15 所有者不明土地の特別措置及び土地収用法に規定する事業認定手続の簡素化等【法務省，国土交通省再掲】
- 16 遠隔避難者に対する生活支援の充実【内閣府，総務省，厚生労働省再掲】
- 17 被災者の心のケア対策充実のための継続した財源等の確保【厚生労働省再掲】
- 18 震災等緊急雇用対応事業の拡充【厚生労働省再掲】
- 19 被災農林漁業者に対する金融支援事業の継続的な支援【農林水産省再掲】
- 20 漁業・水産加工業の復興及び経営再建に対する継続的な支援【農林水産省再掲】
- 21 二重債務問題対策に係る支援の継続【経済産業省再掲】
- 22 中小企業の経営安定のための対策の着実な実施【内閣府，農林水産省，経済産業省再掲】
- 23 仮設施設の解体撤去に伴う市町の財政負担の軽減【総務省，経済産業省再掲】
- 24 復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援【国土交通省再掲】
- 25 国際リニアコライダー（ILC）の誘致【内閣府，文部科学省再掲】

<総務省関係> 37 ページ

- 1 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用【復興庁，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】
- 2 広域防災拠点の整備【内閣府，復興庁，国土交通省再掲】

- 3 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応
 - (1) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援
自治体の被害対策経費に係る損害賠償【内閣府，復興庁，文部科学省，経済産業省，環境省再掲】
- 4 地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大
- 5 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等
- 6 公的資金補償金免除繰上償還制度の対象枠の拡充【財務省再掲】
- 7 水道水源開発等施設整備費の国庫補助採択基準の緩和等【財務省再掲】
- 8 消防力の復旧に向けた支援の継続
- 9 被災生徒に係る公立学校入学者選抜手数料等の免除に対する財源措置の継続
- 10 遠隔避難者に対する生活支援の充実【内閣府，復興庁，厚生労働省再掲】
- 11 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援【復興庁，農林水産省再掲】
- 12 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保【復興庁，農林水産省再掲】
- 13 仮設施設の解体撤去に伴う市町の財政負担の軽減【復興庁，経済産業省再掲】

<法務省関係> 42 ページ

- 1 所有者不明土地の特別措置及び土地収用法に規定する事業認定手続の簡素化等【復興庁，国土交通省再掲】
- 2 地方法務局の体制強化

<財務省関係> 43 ページ

- 1 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用【復興庁，総務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】
- 2 公的資金補償金免除繰上償還制度の対象枠の拡充【総務省再掲】
- 3 水道水源開発等施設整備費の国庫補助採択基準の緩和等【総務省再掲】

<文部科学省関係> 45 ページ

- 1 東北地方への医学部新設の特例【復興庁再掲】
- 2 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応
 - (1) 出荷制限指示を受けた県産農林水産物への対応
 - イ 生産者等への十分かつ迅速な賠償の実施【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】
 - ロ 出荷制限解除への対応【厚生労働省，農林水産省，経済産業省再掲】

- (2) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施
 - イ 県産農林水産物に対する十分かつ迅速な賠償の実施【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】
 - ロ 県内観光業に対する十分かつ迅速な賠償の実施
- (3) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援
 - イ 港湾の放射線対策に要した費用の迅速な賠償【経済産業省，国土交通省再掲】
 - ロ 放射線・放射能に係る意識啓発の充実強化及び調査研究の推進【環境省再掲】
 - ハ 自治体の被害対策経費に係る損害賠償【内閣府，復興庁，総務省，経済産業省，環境省再掲】
- 3 公立大学法人が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に増嵩する運営費交付金に対する国庫支出金交付制度の創設
- 4 私立学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の一層のかさ上げ
- 5 「東北メディカル・メガバンク計画」の実現に向けた財政措置の継続
- 6 国際リニアコライダー（ILC）の誘致【内閣府，復興庁再掲】
- 7 イノベーション推進拠点「中型高輝度リング型放射光施設」の整備
- 8 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続
- 9 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置
- 10 学校における防災教育体制の整備
- 11 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の予算確保
- 12 全国生涯学習ネットワークフォーラムの開催

<厚生労働省関係> 52 ページ

- 1 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応
 - (1) 出荷制限指示を受けた県産農林水産物への対応
 - 出荷制限解除への対応【文部科学省，農林水産省，経済産業省再掲】
 - (2) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施
 - 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路開拓への支援【内閣府，復興庁，農林水産省再掲】
 - (3) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援
 - イ 放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の確立【農林水産省，経済産業省再掲】
 - ロ 食品中の放射性物質に係る知識の普及・啓発の充実強化
- 2 遠隔避難者に対する生活支援の充実【内閣府，復興庁，総務省再掲】
- 3 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助期間の延長
- 4 東日本大震災に係る被災市町村の介護保険財政に対する特別な財政措置
- 5 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期限の延長及び積増し

- 6 サポートセンター運営と被災者健康支援事業に対する継続的な財政支援
- 7 「安心子ども基金」の設置期限の延長，事業対象範囲の拡大・積増し及び特例措置
- 8 被災者の心のケア対策充実のための継続した財源等の確保【復興庁再掲】
- 9 生活福祉資金相談等体制整備事業，社会的包摂・「絆」再生事業の継続及び災害公営住宅等における高齢者等の見守り体制整備のための財政支援
- 10 被災市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度に対する特別な財政措置
- 11 震災等緊急雇用対応事業の拡充【復興庁再掲】
- 12 事業復興型雇用創出事業の制度拡充

<農林水産省関係> 58 ページ

- 1 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応
 - (1) 出荷制限指示を受けた県産農林水産物への対応
 - イ 生産者等への十分かつ迅速な賠償の実施【復興庁，文部科学省，経済産業省再掲】
 - ロ 出荷制限解除への対応【文部科学省，厚生労働省，経済産業省再掲】
 - (2) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施
 - イ 県産農林水産物に対する十分かつ迅速な賠償の実施【復興庁，文部科学省，経済産業省再掲】
 - ロ 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路開拓への支援【内閣府，復興庁，厚生労働省再掲】
 - (3) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援
 - イ 放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の確立【厚生労働省，経済産業省再掲】
 - ロ 森林や立木の汚染への対応【復興庁，環境省再掲】
 - ハ 除染・吸収抑制対策等の充実強化【復興庁再掲】
 - ニ 海洋への汚染水の流出防止対策【復興庁，経済産業省，環境省再掲】
 - ホ 経営再開等に向けた生産者支援【復興庁，経済産業省再掲】
- 2 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援【復興庁，総務省再掲】
- 3 東日本大震災農業生産対策交付金に係る十分かつ確実な予算措置【復興庁再掲】
- 4 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用【復興庁，総務省，財務省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】
- 5 被災農林漁業者に対する金融支援事業の継続的な支援【復興庁再掲】
- 6 被災農家の経営再開への支援
- 7 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業及び被災土地改良区復興支援事業（平成23～25年度）の継続
- 8 漁業・水産加工業の復興及び経営再建に対する継続的な支援【復興庁再掲】
- 9 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保【復興庁，総務省再掲】
- 10 中小企業の経営安定のための対策の着実な実施【内閣府，復興庁，経済産業省再掲】

<経済産業省関係> 65 ページ

- 1 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，国土交通省，環境省再掲】
- 2 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の運用等【復興庁再掲】
- 3 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応
 - (1) 出荷制限指示を受けた県産農林水産物への対応
 - イ 生産者等への十分かつ迅速な賠償の実施【復興庁，文部科学省，農林水産省再掲】
 - ロ 出荷制限解除への対応【文部科学省，厚生労働省，農林水産省再掲】
 - (2) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施
県産農林水産物に対する十分かつ迅速な賠償の実施【復興庁，文部科学省，農林水産省再掲】
 - (3) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援
 - イ 放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の確立【厚生労働省，農林水産省再掲】
 - ロ 港湾の放射線対策に要した費用の迅速な賠償【文部科学省，国土交通省再掲】
 - ハ 海洋への汚染水の流出防止対策【復興庁，農林水産省，環境省再掲】
 - ニ 経営再開等に向けた生産者支援【復興庁，農林水産省再掲】
 - ホ 自治体の被害対策経費に係る損害賠償【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，環境省再掲】
- 4 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続等
- 5 金融対策に係る支援の継続
- 6 二重債務問題対策に係る支援の継続【復興庁再掲】
- 7 中小企業の経営安定のための対策の着実な実施【内閣府，復興庁，農林水産省再掲】
- 8 仮設施設の解体撤去に伴う市町の財政負担の軽減【復興庁，総務省再掲】
- 9 工業用水道施設の緊急施設更新・耐震化事業の予算化
- 10 再生可能エネルギーを活用したスマートシティの形成
- 11 住宅用太陽光発電導入支援のための補助制度の継続

<国土交通省関係> 72 ページ

- 1 広域防災拠点の整備【内閣府，復興庁，総務省再掲】
- 2 災害公営住宅及び公営住宅の整備等に係る財政措置
- 3 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応
 - (1) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援
港湾の放射線対策に要した費用の迅速な賠償【文部科学省，経済産業省再掲】
- 4 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，環境省再掲】

- 5 復旧・復興事業における施工確保
 - (1) 実勢価格を反映できる積算手法の設定
 - (2) 作業員の宿舍対策支援
 - (3) 資材確保のための支援
- 6 防災道路ネットワークの整備促進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援
 - (1) 高規格幹線道路の整備促進
 - (2) 地域高規格道路の整備促進
 - (3) 県際道路等の整備促進
 - (4) 離島関連事業の整備支援
 - (5) スマートインターチェンジの整備促進
 - (6) 道の駅や高速道路のサービスエリア等の防災拠点化
 - (7) 道路ストックの維持管理・更新及び予防保全対策に要する必要な予算の確保
- 7 地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策
- 8 公共土木施設の災害復旧費に係る地方負担の免除
- 9 災害復旧事業の推進に係る業務委託費の確保
- 10 震災からの復旧・復興に向けた社会資本整備に係る財政支援の継続【復興庁再掲】
- 11 地域産業の復興を支える海上物流拠点である港湾の整備促進
- 12 仙台空港を核とした地域活性化の推進
- 13 復興祈念施設の整備
- 14 災害危険区域における災害復旧事業(都市公園)の柔軟な実施【復興庁再掲】
- 15 災害公営住宅用地取得に伴う譲渡所得の特別控除
- 16 復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援【復興庁再掲】
- 17 建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続
- 18 所有者不明土地の特別措置及び土地収用法に規定する事業認定手続の簡素化等【復興庁、法務省再掲】
- 19 被災したJR各線の早期復旧への支援【復興庁再掲】
- 20 被災した地域公共交通への支援の拡充

<環境省関係> 81 ページ

- 1 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応
 - (1) 放射能に汚染された廃棄物等の処理
 - (2) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援
 - イ 除染に係る対策
 - ロ 森林や立木の汚染への対応【復興庁、農林水産省再掲】
 - ハ 海洋への汚染水の流出防止対策【復興庁、農林水産省、経済産業省再掲】
 - ニ 放射線・放射能に係る意識啓発の充実強化及び調査研究の推進【文部科学省再掲】

- ホ 自治体の被害対策経費に係る損害賠償【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，
経済産業省再掲】
- 2 原子力防災体制の再構築【内閣府再掲】
- 3 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，
経済産業省，国土交通省再掲】

<内閣府関係>

1 広域防災拠点の整備

【復興庁，総務省，国土交通省再掲】

広域災害に対して，救援物資の中継や後方支援などの機能のほか，直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を設置するとともに，国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう，首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備するよう求めます。また，都道府県単位で広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用される広域防災機能を整備する場合に財政支援措置を講じられるよう求めます。

2 (仮称) 東日本大震災メモリアルパークの整備

【復興庁再掲】

東日本大震災を経験した我が国が，世界の震災・津波対策の向上に貢献するとともに，震災で生まれた各種の「絆」を育み，被災地の復興を支えていくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を，国において，最大の被災県である本県に整備されるよう求めます。また，津波浸水地域のうち復旧困難な一定エリアを，北から南まで概ね連担する形で国が買い上げ，防災・減災，憩い，レクリエーション，追悼等を目的として，公園・緑地，防災林，築山・盛土等を広域的かつ総合的に整備することを求めます。

さらに，各自治体による復興祈念公園の整備や津波震災遺構の保存整備に関する取組について，財政上の支援措置を講じられるよう求めます。

なお，平成 25 年度政府予算に調査費が計上された復興祈念施設の検討に当たっては，その施設規模や整備内容について，被災市町をはじめ県民の思いが十分くみ取られるよう配慮願うとともに，国内最大の被災地であり，国民が追悼や鎮魂及び津波災害の伝承を行う場として最もふさわしい石巻市南浜地区に，管理も含め全額国費で整備されるよう求めます。

3 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

(1) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施

イ 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路開拓への支援

【復興庁，厚生労働省，農林水産省再掲】

県産農林水産物は，東北地域の農林水産物というだけで，いまだ取引に影響が出ている状況であり，その風評を払拭するために，今後も国の責任で，首都圏をはじめ全国の消費者，流通関係者及び食品関係事業者等に対し，食品の基準値の意味や，これまでの検査結果で得られた知見について，正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。また，全面輸入停止措置を講じている中

国や、厳しい規制を続けている韓国などに対し、輸出規制の緩和に向けた対応を行うよう求めます。

加えて、国において実施している販路回復支援については、より効果的な形で、今後も継続するよう求めます。特に、水産物においては、他産地にシェアを奪われる状況が見られ、販路の回復や新たな販売促進対策が求められています。

つきましては、国においては、東京電力に対し、放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が、販路の回復に要したPR等の費用についても賠償対象として認め、十分に確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

(2) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援 イ 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省，環境省再掲】

地方自治体の被害対策経費に係る損害賠償について、東京電力では、下水道・上水道事業における汚泥等の測定・保管費用や食品衛生法に基づく食品検査など、政府指示等により負担を余儀なくされた業務に限定して賠償請求に応じています。一方で、空間線量の測定や健康影響調査、食品の持込検査など、住民の不安解消のために地方自治体が自発的に実施する被害対策のほとんどが賠償の対象外となっているか、又は対象期間が制限されており、十分な賠償が期待できないため、国において、地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し、原子力損害の賠償範囲として明確に示すよう求めます。また、本県では被害対策経費の請求に当たり、震災復興特別交付税充当分を含めて請求することとしていますが、賠償がなされた場合には交付税相当分の返納が生じるため、損害賠償請求事務がより一層煩雑となることから、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し東京電力に求償する制度の創設を求めます。

4 緊急事態基本法の早期制定

東日本大震災のような大規模災害にあつては、人命救助、支援物資搬送及びガレキ撤去など一刻を争う事態の中で、地方自治体が全てを取り仕切るのは困難であります。

今回のような大規模自然災害が発生した場合、多くの国では、「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下で迅速に対処しています。

「緊急事態基本法」の制定については、自民、民主及び公明の3党が平成16年5月に合意しているものの、いまだに成立の見通しは立っておらず、東京電力福島第一原子力発電所事故の「想定外」という言葉に代表されるように、国家的な緊急事態における国民の安全を守るための法律の不備が続いております。

つきましては、国においては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、「緊急事態基本法」を早期に制定するよう強く求めます。

5 遠隔避難者に対する生活支援の充実

【復興庁，総務省，厚生労働省再掲】

東日本大震災により、居住していた自治体から離れた地域に多くの被災された方々が避難されており、特に、県外に避難された方々は、2年を経過してもなお本県だけで8,420人（全国避難者情報システムに基づく人数）を数え、避難先は全国に及んでいます。津波で甚大な被害を受けた沿岸市町のまちづくりはいまだ緒に就いたばかりであり、避難先での生活が長期化することが見込まれることから、避難された方々が不慣れな土地でも安心して生活していくために、継続的かつ総合的な支援を講じるよう求めます。また、避難者支援の担い手として大きな役割を果たしているNPO・民間支援団体等が継続的に活動できるよう、必要な財政措置を講じるよう強く求めます。

さらに、国による被災者の生活再建に向けての支援情報の発信について充実を図るとともに、現在運用されている全国避難者情報システムは登録漏れや二重登録等の課題があり、県外避難者の支援リスト等の作成等に支障が生じているため、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、被災者の所在が把握できるよう新たなシステム開発を行うなど抜本的な対策を求めます。

6 原子力防災体制の再構築

【環境省再掲】

福島第一原子力発電所事故については、国の総力を挙げて早期収束を図るとともに、今後の原子力発電所に係る規制については、福島第一原子力発電所事故に係る検証結果を踏まえ、新規制基準を制定し、万全な安全対策を早急に講じるよう求めます。また、東北電力女川原子力発電所周辺地域に対する原子力防災対策については、福島第一原子力発電所事故の対応を通じた検証結果を踏まえ、関係機関が協議できる場所及び原子力防災に必要な設備や機材等を備えるなどの法律要件を満たした原子力防災対策センター（オフサイトセンター）を地域の実情に合わせ整備し、国の責任で万全な体制を構築するよう求めます。

さらに、東日本大震災で被災した東北電力女川原子力発電所周辺地域の安全確保のために不可欠な施設である宮城県原子力センターの再建に係る経費及び地方自治体が原子力防災に係る資機材を購入するための経費については、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

7 自殺対策緊急強化基金の設置期限の延長及び積増し

自殺対策緊急強化基金の設置期限については、平成26年度まで延長となりましたが、震災により家族を失った遺族や生活・事業基盤を失った多数の被災者においては、時間の経過に伴い様々な問題の発生が心配され、精神的に追い詰められることが予想されることから、長期的な自殺対策が必要です。

つきましては、基金の設置期限を延長するとともに、基金の大幅な積増しを求めます。

8 中小企業金融円滑化法期限終了後における金融機関に対する適切な指導

これまで中小企業金融円滑化法に基づく条件変更等の措置により、厳しい経営状況にある多くの中小企業者の資金繰りが支えられてきたところですが、本年3月末で同法の期限が終了したことにより、今後の資金繰りに不安を抱く中小企業者もあることから、検査・監督を通じて金融機関に対し貸付条件の変更や円滑な資金供給を促すなど、被災地の実情に応じた特段の配慮を求めます。

9 中小企業の経営安定のための対策の着実な実施

【復興庁、農林水産省、経済産業省再掲】

県内の中小企業の多くは、東日本大震災による被災や原発事故に伴う風評被害により販路を喪失しており、その回復が大きな経営課題となっています。また、急激な為替変動による原材料費などの高騰に加え、今後予定されている電力料金の値上げによる製造コストの増加は、事業者の経営環境に大きな影響を及ぼすものと心配されております。さらに、来年4月に予定されている消費税率の引上げによる適正な転嫁の確保については、先頃、特別措置法が可決成立しましたが、県内の製造事業者からは小売事業者による転嫁拒否等を不安視する声が寄せられています。

このことから、国においては、被災事業者等の早期の復興を加速する観点からも、引き続き販路回復・開拓のための対策を着実に実施するとともに、消費税の適正な転嫁が確保されるよう万全の対策を講じることを求めます。

10 国際リニアコライダー（ILC）の誘致

【復興庁、文部科学省再掲】

北上山地が有力な建設候補地となっている国際リニアコライダー（ILC）は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、国内外の研究者が居住する国際学術研究都市の形成と、関連産業の集積等を図ることが、世界に開かれた東北の復興のシンボルとなるものです。

つきましては、ILCの日本誘致を国として正式決定するとともに、国内候補地に北上山地が選定された場合には、ILCの実現に向けて必要な調査（①候補地の詳細な地質調査・環境アセスメント調査、②国際研究所受入れに向けた立地調査等）に取り組むよう求めます。

<復興庁関係>

1 東日本大震災復興交付金の予算確保及び運用等

東日本大震災復興交付金については、被災地方公共団体の復興状況を考慮し、平成 26 年度においても必要な予算を確保するよう求めます。また、被災地の実情に即して復興地域づくりを一層推進することができるよう、平成 25 年 3 月に公表された運用の柔軟化に関する方針の確実な実施を求めます。

なお、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業などにおいて、本格的に工事が始まりつつありますが、今後、事業の進捗に合わせ、工事の前倒し発注などへの柔軟な対応や人件費、建設資材の高騰へ即時の対応が必要なことなどから、事業費流用の柔軟な対応と手続の簡素化を求めます。あわせて、被災者の安定した生活環境を早期に整備するためにも、災害公営住宅整備事業に係る効果促進事業費の一括配分など、復興交付金交付事務の簡素化を求めるとともに、継続的な予算の確保を求めます。

2 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

【総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省再掲】

本県においては、平成 25 年度への繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかし、災害復旧事業等では資材や人手不足による入札不調などで、また、被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な不可欠な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより、相当数の事業が繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

これまで事故繰越手続の簡素化を図っていただいたところですが、更に復旧・復興の取組を着実に推進できるよう、やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業については、事故繰越を定める財政法第 42 条及び地方自治法第 220 条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と、1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認について、特別の措置を講じられるよう求めます。また、事故繰越の複数回承認等が認められない場合には、復旧・復興事業を切れ目なく継続するため、各種手続の一層の簡素化に加え、必要となる予算の再予算化とともに、現在と同様の財政支援措置を講じられるよう求めます。

なお、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業については、平成 24 年度の手続において、事故繰越承認手続の作業の省力化が図られたところですが、本年度においても、依然として事故繰越承認手続を必要とする事業が多数見込まれることから、継続して省力化の措置を講じられるよう求めます。

3 広域防災拠点の整備

【内閣府，総務省，国土交通省再掲】

広域災害に対して，救援物資の中継や後方支援などの機能のほか，直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を設置するとともに，国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう，首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備するよう求めます。また，都道府県単位で広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用される広域防災機能を整備する場合に財政支援措置を講じられるよう求めます。

4 (仮称) 東日本大震災メモリアルパークの整備

【内閣府再掲】

東日本大震災を経験した我が国が，世界の震災・津波対策の向上に貢献するとともに，震災で生まれた各種の「絆」を育み，被災地の復興を支えていくことを目的とする震災津波博物館等の複合拠点施設を，国において，最大の被災県である本県に整備されるよう求めます。また，津波浸水地域のうち復旧困難な一定エリアを，北から南まで概ね連担する形で国が買い上げ，防災・減災，憩い，レクリエーション，追悼等を目的として，公園・緑地，防災林，築山・盛土等を広域的かつ総合的に整備することを求めます。

さらに，各自治体による復興祈念公園の整備や津波震災遺構の保存整備に関する取組について，財政上の支援措置を講じられるよう求めます。

なお，平成 25 年度政府予算に調査費が計上された復興祈念施設の検討に当たっては，その施設規模や整備内容について，被災市町をはじめ県民の思いが十分くみ取られるよう配慮願うとともに，国内最大の被災地であり，国民が追悼や鎮魂及び津波災害の伝承を行う場として最もふさわしい石巻市南浜地区に，管理も含め全額国費で整備されるよう求めます。

5 東北地方への医学部新設の特例

【文部科学省再掲】

人口 10 万人当たりの医師数が全国最低であった東北地方は，東日本大震災の発生により，医師不足に拍車が掛かっており，地域医療の充実喫緊の課題です。また，東北地方は今後も高い高齢化率が見込まれるなど，医療ニーズが高く，在宅医療などの地域医療を支える総合医の養成が必要であることに加え，放射能による健康被害対策や PTSD（心的外傷後ストレス障害）など，被災地特有の対策も求められることから，抜本的かつ恒久的な対策として「地域医療を志す人材を養成する新たな医学部の設置」が必要です。

新たな医学部の設置は，震災により仮設住宅等での生活を余儀なくされ将来に大きな不安を抱える数多くの被災者にとって，医療環境の改善はもとより，新たなまちづくり

に向けて「希望の光」となるものであり、「復興の象徴」となる事業です。

つきましては、医師の地域偏在により医師不足が顕著である東北地方に震災からの復興を図るための特例として大学医学部の新設を認め、新設医学部において東北地方に根差した医師を養成するための対策を講じられるよう求めます。

6 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

(1) 出荷制限指示を受けた県産農林水産物への対応

生産者等への十分かつ迅速な賠償の実施

【文部科学省，農林水産省，経済産業省再掲】

放射性物質の汚染により出荷制限指示等を受けた本県の農林水産物や加工食品については、これまで再三にわたり損害賠償の対象とするよう東京電力に対し要請してきたにもかかわらず、適切に実行されていません。

東京電力による損害の判定は、依然としてしゃくし定規であり、賠償が合意されない項目も多く、また、現在行われている損害賠償手続は、被害額を確定するために要求される証明書類が膨大かつ難解であり、被害者である生産者や事業者にも多大な負担を強いています。

さらに、賠償の支払が速やかになされないため、生産者や事業者が一旦費用を負担することとなり、資金繰りにも多大な影響を及ぼしています。

つきましては、国においては、原発事故の影響により苦しむ生産者や事業者の立場に立って、これまでの東京電力の不誠実な対応を重く認識し、東京電力に対して、審査の簡素化・迅速化も含め、十分に確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、東京電力が十分な支払に応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も含め、生産者等の負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

(2) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施

イ 県産農林水産物に対する十分かつ迅速な賠償の実施

【文部科学省，農林水産省，経済産業省再掲】

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第三次追補が示され、きのこ類・山菜類など、多くの本県産農林水産物の風評被害が損害賠償の対象として認められました。

今後、国においては、東京電力が中間指針に明示された重みを認識し、事故以前の伝票提出など被害者側に証拠を求める消極的な対応を行うのではなく、原発事故の原因者である責任を認識し自覚させ、生産者や事業者の立場に立って、手続を簡素化するとともに、十分に確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

なお、東京電力が十分な支払に応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も含め、生産者等の負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

ロ 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路開拓への支援

【内閣府，厚生労働省，農林水産省再掲】

県産農林水産物は、東北地域の農林水産物というだけで、いまだ取引に影響が出ている状況であり、その風評を払拭するために、今後も国の責任で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品の基準値の意味や、これまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。また、全面輸入停止措置を講じている中国や、厳しい規制を続けている韓国などに対し、輸出規制の緩和に向けた対応を行うよう求めます。

加えて、国において実施している販路回復支援については、より効果的な形で、今後も継続するよう求めます。特に、水産物においては、他産地にシェアを奪われる状況がみられ、販路の回復や新たな販売促進対策が求められています。

つきましては、国においては、東京電力に対し、放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が、販路の回復に要したPR等の費用についても賠償対象として認め、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

(3) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援

イ 森林や立木の汚染への対応

【農林水産省，環境省再掲】

森林内の空間線量及び土壌や立木の放射性物質濃度を調査するモニタリングについては、福島県では県全域で国により実施されていますが、本県では国庫補助事業により、県が自ら実施しています。安全な特用林産物等の生産や消費者の安心を確保するためには、それらモニタリング調査は、本来、福島県と同様に国が実施すべきものであり、県内全域における詳細な現地での調査を継続的に実施するよう求めます。また、森林の除染対策とその効果については、いまだ不明な点が多いことから、国においては、十分な知見の集積と情報提供を図るとともに、地域の実情に応じて県が実施する森林の除染対策実証事業について、十分確実に進められるよう、必要な予算を確保するよう求めます。

ロ 除染・吸収抑制対策等の充実強化

【農林水産省再掲】

これまで、水稲、大豆等を対象に、多くの市町において、カリ肥料施用による放射性物質吸収対策を実施してきました。本対策を継続して実施することは、本県農産物の生産振興を図る上で必要不可欠であることから、実施に必要な財源を確保するとともに、一層の効果的な吸収抑制対策の確立と迅速な情報提供を求め

ます。また、平成 23 年度から県内牧草地の除染作業を実施してきましたが、急傾斜草地などの作業困難地の除染については、引き続き実施する必要があります。さらに、除染した草地から生産される牧草については、一定割合給与不可能な牧草が見込まれ、それら牧草地では再除染が必要になることから、平成 26 年度以降の除染経費や専用機の導入等については、現行事業等の拡充も含め柔軟に対応するように求めます。

ハ 海洋への汚染水の流出防止対策

【農林水産省，経済産業省，環境省再掲】

放射性物質の海洋への放出・流出により、本県沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が心配されることから、将来にわたり、徹底した施設設備の管理を図り、今後一切放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出・流出がないよう東京電力を指導・監督するとともに、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように、国として万全の対策を講じるよう求めます。

加えて、増加し続ける汚染水の処理及び貯蔵方法については、抜本的な対策が講じられるよう、国による東京電力に対する強い指導を求めます。

ニ 経営再開等に向けた生産者支援

【農林水産省，経済産業省再掲】

安全な特用林産物を供給するための施設整備など、放射性物質の影響により新たに必要となった対策については、国において東京電力に対し、生産者等が対策に要した費用について賠償対象の基準として認め、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、特用林産施設等体制整備事業については、経営体力が低下している生産者の負担軽減のため、全額国庫による支援とすること及び個人経営者や企業も補助対象とするよう求めます。

ホ 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，総務省，文部科学省，経済産業省，環境省再掲】

地方自治体の被害対策経費に係る損害賠償について、東京電力では、下水道・上水道事業における汚泥等の測定・保管費用や食品衛生法に基づく食品検査など、政府指示等により負担を余儀なくされた業務に限定して賠償請求に応じています。一方で、空間線量の測定や健康影響調査、食品の持込検査など、住民の不安解消のために地方自治体が自発的に実施する被害対策のほとんどが賠償の対象外となっているか、又は対象期間が制限されており、十分な賠償が期待できないため、国において、地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し、原子力損害の賠償範囲として明確に示すよう求めます。また、本県では被害対策経費の請求に当たり、震災復興特別交付税充当分を含めて請求することとされていますが、賠償がなされた場合には交付税相当分の返納が生じるため、損害賠償請求事務がより一層煩雑となることから、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し東京電力に求償する制度の創設を求めます。

7 被災したJR各線の早期復旧への支援

【国土交通省再掲】

東日本大震災で被災したJR各線のうち被害の大きい5路線（常磐線、仙石線、石巻線、気仙沼線及び大船渡線）については、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。

被災地の復興には生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり、津波対策等を踏まえた地元自治体の新たなまちづくりと一体となった整備が課題となっております。

つきましては、鉄道路線のルート変更などが必要な場合には、原状での復旧に比べ事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について、国が全額を支援するよう求めます。

8 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援

【総務省、農林水産省再掲】

東日本大震災により漁場へと広範囲に流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底引き網漁船等で回収処理を進めていますが、海底のガレキの量や位置の把握は難しく、また、機械が届かない深い場所にあるガレキの回収は困難であることから、相当の取り残しが発生する見込みです。

これらの取り残されたガレキは、しけなどにより移動・漂流し、長期にわたって操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業については、将来にわたる確実な処分に向けて、平成26年度以降も継続するとともに、引き続き地方負担の生じない制度とするよう求めます。また、今回大量のガレキを処理するために各市町に設置された災害廃棄物処理施設は、平成25年度末までに撤去される予定であることから、これ以降に漁場から回収されたガレキを、従来から稼働しているクリーンセンターや廃棄物処理業者により処分する場合等に必要となる費用についても、全額国庫負担とするよう求めます。

9 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の運用等

【経済産業省再掲】

国の平成25年度予算において、東日本大震災で甚大な被害を受けた津波浸水地域と福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域等を対象とした、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が措置されています。

しかしながら、津波被害の甚大な市町では、既存の工業団地が仮設住宅用地として提供されていること、また新たなまちづくり計画において、工業系用地の整備が計画されていても、土地のかさ上げや区画整理等に相当の時間を要することなどの理由により、即座に企業向けに事業用地を分譲できない状況が続いています。

復興を果たすためには企業立地と雇用創出が不可欠であることから、復興が遅れる地

域への立地に対しても確実に交付されるよう、本補助制度の期間を10年間とするよう求めます。また、甚大な被害を受けた沿岸市町においては、企業立地のための新たな事業用地の整備が必要なことから、事業用地の先行造成を行うための復興交付金の措置や新たな制度による財政的な支援を行うとともに、手続に係る要件の緩和を求めます。

さらに、沿岸市町の住民の雇用の受皿を早急に創出するため、補助対象地域として、内陸の市町村も加えて県内全域を対象とするよう求めます。

1 0 東日本大震災農業生産対策交付金に係る十分かつ確実な予算措置

【農林水産省再掲】

本県の農業生産力を早期に回復するためには、共同利用施設の復旧・再編整備及び営農再開に必要な農業機械や資機材の導入を計画的に進めることが必要です。

東日本大震災農業生産対策交付金は、農業者組織や農協などが事業主体となって、速やかな農業生産の復旧等を図るために不可欠なものであり、農地の復旧による作付けが順次再開されることに伴い、引き続き被災農業者等から事業の要望が見込まれることから、本事業の継続実施と十分な予算措置を確実に講ずるよう強く求めます。また、地域の実情に合わせ、個別農業者の営農再開が可能となるよう畜舎等の機械施設におけるリース要件の緩和や、酪農での対象施設を共同利用リースホールパーラーに限定することなく、つなぎ飼養方式も対象とするなど、より柔軟な採択要件への見直しを求めます。

1 1 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保

【総務省，農林水産省再掲】

東日本大震災の発生により、多くの県民が一瞬にして家族や家や仕事を失うこととなった本県にとって、十分な津波防護効果を発揮するため、連続した海岸の整備は最重要課題です。

漁港区域内の既存の防潮堤（海岸保全施設）は、大地震や大津波により壊滅的な被害を受け、災害復旧事業により平成27年度をめどに復旧することとしています。漁港区域内には、これまで防潮堤が設置されていない区間も相当存在しているため、新たな防潮堤の整備が必要不可欠です。

この区間の整備を行うため、平成25年度の国の予算では、地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」が計上されておりますが、平成26年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。また、この区間においては、新たに海岸保全区域の指定が必要となりますが、県で負担することとなる指定に係る調査等の費用についても、地方負担の生じない措置を講じるよう求めます。

1 2 震災からの復旧・復興に向けた社会資本整備に係る財政支援の継続

【国土交通省再掲】

東日本大震災からの復旧・復興に向けた社会資本整備につきましては、災害復旧事業

や社会資本整備総合交付金復興枠をはじめとした復興関連予算により、被災地への支援をいただいております、大変感謝しているところです。

しかしながら、被災地のまちづくりにかかる計画、住民合意形成に要する時間や大規模な事業が被災地に集中することによる発注者、受注者双方のマンパワー不足等様々な課題に拍車が掛かり、平成 27 年度までの集中復興期間終了までに、全ての事業を完了させることは難しい状況にあります。

つきましては、現在の財政支援を可能な限り拡充の上、平成 26 年度はもとより、国の集中復興期間を延長して実施することとし、そのための十分な予算措置を確実に講じることを求めます。

あわせて、災害復旧事業についても、事業完了まで十分な予算措置を確実に講じることを求めます。

1 3 災害危険区域における災害復旧事業(都市公園)の柔軟な実施

【国土交通省再掲】

災害復旧事業は、原則現位置に原形復旧することが原則となっているところですが、災害危険区域内における都市公園の公共施設の災害復旧については、市町のまちづくり復興計画を踏まえ、場所を変えて復旧する場合においても災害復旧事業または復興交付金事業の対象となるよう制度を拡充されるよう求めます。

1 4 「子ども・被災者生活支援法」に基づく被災者支援策の早期実現

平成 24 年 6 月に施行された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(通称「子ども・被災者生活支援法」)に基づく基本方針を早急に策定し、速やかに各種支援施策を講じるよう求めます。

1 5 所有者不明土地の特別措置及び土地収用法に規定する事業認定手続の簡素化等

【法務省、国土交通省再掲】

復旧・復興事業の円滑な推進のためには、早急な事業用地の確保が必要です。

このような状況において、所有者不明土地については、権利取得に多大な手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興事業の支障となることから、土地の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、被災市町が適切に管理が行えるよう特別措置を求めます。また、任意取得が困難な土地を早期に取得できるよう土地収用法に規定する事業認定手続において、みなし規定の拡大等を図るとともに、手続の簡素化及び処理の迅速化を講じることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図るよう求めます。

1 6 遠隔避難者に対する生活支援の充実

【内閣府，総務省，厚生労働省再掲】

東日本大震災により、居住していた自治体から離れた地域に多くの被災された方々が避難されており、特に、県外に避難をされた方々は、2年を経過してもなお本県だけで8,420人(全国避難者情報システムに基づく人数)を数え、避難先は全国に及んでいます。津波で甚大な被害を受けた沿岸市町のまちづくりはいまだ緒に就いたばかりであり、避難先での生活が長期化することが見込まれることから、避難された方々が不慣れな土地でも安心して生活していくために、継続的かつ総合的な支援を講じるよう求めます。また、避難者支援の担い手として大きな役割を果たしているNPO・民間支援団体等が継続的に活動できるよう、必要な財政措置を講じるよう強く求めます。

さらに、国による被災者の生活再建に向けての支援情報の発信について充実を図るとともに、現在運用されている全国避難者情報システムは登録漏れや二重登録等の課題があり、県外避難者の支援リスト等の作成等に支障が生じているため、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、被災者の所在が把握できるよう新たなシステム開発を行うなど抜本的な対策を求めます。

1 7 被災者の心のケア対策充実のための継続した財源等の確保

【厚生労働省再掲】

東日本大震災により、深刻な精神的ダメージを受けた県民が多く、また、被災者の生活再建が本格化する中で、被災者間の格差が生じ、PTSDやうつ病、アルコール問題、自殺等の増加が心配されるところです。そのため、被災者の震災による様々な心の問題を包括的に支援する心のケアの活動拠点となる「心のケアセンター（平成23年12月開所）」及び石巻市及び気仙沼市に「地域センター（平成24年4月開所）」を設置し、地域の課題に合わせて被災沿岸地域への相談体制の充実を図っています。

「心のケアセンター」の運営及び被災地において精神科医療機関が実施するアウトリーチ支援等の事業については、障害者自立支援対策臨時特例基金に被災者心のケア支援事業等の創設及び積増しにより平成24年度まで財源が確保されておりましたが、平成25年度については「被災者の心のケア支援事業費補助金」として単年度ごとの補助金になりました。

復興のためには、長期的な被災者の心のケアが必要ですが、専門職の役割は非常に重要なものとなっていることから、安定的・継続的な人員を確保できる体制構築のための支援及び県の新たな負担が伴わない継続した財源の確保を求めます。

1 8 震災等緊急雇用対応事業の拡充

【厚生労働省再掲】

震災等緊急雇用対応事業については、被災求職者の雇用機会を確保するとともに、被

災者の生活支援や行政のマンパワー不足を補う役割を果たしており、復旧・復興を進める上で有効な制度となっています。

しかし、現在の制度においては、平成 26 年度からの新規雇用や新規事業の実施が認められておらず、復旧・復興のための事業を進める上で支障となっていることから、実施期間を延長されるよう求めます。

1 9 被災農林漁業者に対する金融支援事業の継続的な支援

【農林水産省再掲】

東日本大震災で被災した農林漁業者に対する制度資金等による金融支援策については、平成 23 年度から無利子化や償還期限の延長、無担保・無保証人化、保証料負担の軽減などが図られているところです。

これらの事業については、今後とも復旧途上にある被災農林漁業者への円滑な資金融通に効果的な役割を果たしており、被災農林漁業者が震災後に借り入れた資金に係る保証料負担が相当程度見込まれることから、平成 26 年度以降も事業を継続されるとともに必要に応じて拡充されるよう求めます。

2 0 漁業・水産加工業の復興及び経営再建に対する継続的な支援

【農林水産省再掲】

東日本大震災では、漁船、漁具、養殖施設及び水産加工業者等が保有する施設等、多くの生産基盤が壊滅的な被害を受けました。これまで、被災を受けた漁船の復旧、施設の修繕、整備のための支援策が講じられており、漁業、養殖業及び水産加工業の生産が再開されているものの、事業の進捗に遅れが見られたことから、継続的な支援が求められています。また、震災により一時的に生産活動が停止したことや福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害等により、水産物の市場において他産地の生産物にシェアを奪われる状況が見られており、施設の復旧だけでなく販路の確保や新たな販売促進対策も求められています。

つきましては、水産業の復興及び経営の再建に対する総合的な支援策を継続して講じるよう求めます。

2 1 二重債務問題対策に係る支援の継続

【経済産業省再掲】

宮城産業復興機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による本県中小企業者に係る債権買取りは、平成 25 年 3 月末現在で合わせて 121 件にとどまっており、二重債務問題への対策をこれまで以上に強力に推進する必要があります。

つきましては、二重債務対策が円滑に行われるよう、引き続き国による支援を求めます。

2.2 中小企業の経営安定のための対策の着実な実施

【内閣府，農林水産省，経済産業省再掲】

県内の中小企業の多くは、東日本大震災による被災や原発事故に伴う風評被害により販路を喪失しており、その回復が大きな経営課題となっています。また、急激な為替変動による原材料費などの高騰に加え、今後予定されている電力料金の値上げによる製造コストの増加は、事業者の経営環境に大きな影響を及ぼすものと心配されております。さらに、来年4月に予定されている消費税率の引上げによる適正な転嫁の確保については、先頃、特別措置法が可決成立しましたが、県内の製造事業者からは小売事業者による転嫁拒否等を不安視する声が寄せられています。

このことから、国においては、被災事業者等の早期の復興を加速する観点からも、引き続き販路回復・開拓のための対策を着実に実施するとともに、消費税の適正な転嫁が確保されるよう万全の対策を講じることを求めます。

2.3 仮設施設の解体撤去に伴う市町の財政負担の軽減

【総務省，経済産業省再掲】

中小企業者の事業継続支援策として独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している仮設施設整備事業により、県内14市町137か所（平成25年4月30日現在。建設中を含む。）に仮設店舗や仮設工場が整備されており、土地かさ上げ等のためすぐに本復旧できない事業者の事業継続に大きな効果を発揮しているところです。

しかし、これらの仮設施設は中小企業基盤整備機構から市町に無償譲渡され、将来の解体撤去は市町が行うことになることから、市町では大きな財政負担が生じることが課題となっております。

つきましては、市町が仮設施設の解体撤去を行う際の財政負担の軽減について、対策を講じられるよう求めます。

2.4 復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援

【国土交通省再掲】

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、沿岸部における防潮堤の整備や沈下した地盤のかさ上げなどに大量の盛土材が必要であり、その確保については、震災廃棄物の活用や広域的な事業間調整はもちろんのこと、主として土取場からの調達に頼らざるを得ない状況にあります。

このため、本県内陸部の土取場周辺をはじめ、建設資材輸送路となる道路については、資材運搬車両の増加に伴う損傷が激しく、一般車両への影響はもとより、騒音や粉じん等、沿道住民の生活環境にも支障を来す事態となっており、道路管理者である市町においては、通常の道路管理予算では対応できず、道路補修費用の確保が大きな課題となっております。

今後、復旧・復興事業が本格的に進む中、大型車交通量の増加に伴い、道路損傷の一

層の拡大が想定されることから、建設資材輸送路となる地方道の補修費用について、地方負担のない財政措置を求めます。

25 国際リニアコライダー（ILC）の誘致

【内閣府，文部科学省再掲】

北上山地が有力な建設候補地となっている国際リニアコライダー（ILC）は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、国内外の研究者が居住する国際学術研究都市の形成と、関連産業の集積等を図ることが、世界に開かれた東北の復興のシンボルとなるものです。

つきましては、ILCの日本誘致を国として正式決定するとともに、国内候補地に北上山地が選定された場合には、ILCの実現に向けて必要な調査（①候補地の詳細な地質調査・環境アセスメント調査，②国際研究所受入れに向けた立地調査等）に取り組むよう求めます。

<総務省関係>

1 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

【復興庁，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】

本県においては，平成 25 年度への繰越事業費が大きく膨らんでおり，現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが，復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかし，災害復旧事業等では資材や人手不足による入札不調などで，また，被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な不可欠な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより，相当数の事業が繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

これまで事故繰越手続の簡素化を図っていただいたところですが，更に復旧・復興の取組を着実に推進できるよう，やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業については，事故繰越を定める財政法第 42 条及び地方自治法第 220 条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と，1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置を講じられるよう求めます。また，事故繰越の複数回承認等が認められない場合には，復旧・復興事業を切れ目なく継続するため，各種手続の一層の簡素化に加え，必要となる予算の再予算化とともに，現在と同様の財政支援措置を講じられるよう求めます。

なお，官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業については，平成 24 年度の手続において，事故繰越承認手続の作業の省力化が図られたところですが，本年度においても，依然として事故繰越承認手続を必要とする事業が多数見込まれることから，継続して省力化の措置を講じられるよう求めます。

2 広域防災拠点の整備

【内閣府，復興庁，国土交通省再掲】

広域災害に対して，救援物資の中継や後方支援などの機能のほか，直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を設置するとともに，国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう，首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備するよう求めます。また，都道府県単位で広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用される広域防災機能を整備する場合に財政支援措置を講じられるよう求めます。

3 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

(1) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，文部科学省，経済産業省，環境省再掲】

地方自治体の被害対策経費に係る損害賠償について，東京電力では，下水道・上水道事業における汚泥等の測定・保管費用や食品衛生法に基づく食品検査など，政府指示等により負担を余儀なくされた業務に限定して賠償請求に応じています。一方で，空間線量の測定や健康影響調査，食品の持込検査など，住民の不安解消のために地方自治体が自発的に実施する被害対策のほとんどが賠償の対象外となっているか，又は対象期間が制限されており，十分な賠償が期待できないため，国において，地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し，原子力損害の賠償範囲として明確に示すよう求めます。また，本県では被害対策経費の請求に当たり，震災復興特別交付税充当分を含めて請求することとしていますが，賠償がなされた場合には交付税相当分の返納が生じるため，損害賠償請求事務がより一層煩雑となることから，地方自治体に代わって，国が被害対策経費を負担し東京電力に求償する制度の創設を求めます。

4 地方公営企業施設及び地方公営企業型地方独立行政法人施設の災害復旧費に対する繰出制度の拡充及び地方交付税措置の拡大

東日本大震災により被害を受けた地方公営企業施設の災害復旧費の地方公営企業負担分には地方公営企業災害復旧事業債を充当することとされていますが，後年度の元利償還金については繰出制度の対象とされていません。

つきましては，被災した地方公営企業の経営負担軽減を図るため，全ての地方公営企業を対象として，地方公営企業災害復旧事業債の後年度元利償還金に対して繰出制度を拡大するとともに，当該繰出に対する地方交付税の措置を求めます。また，地方公営企業施設の災害復旧費の一部については，一般会計から繰り出すことができることとされ，当該繰出に対する震災復興特別交付税の充当を含め財政措置が図られていますが，事業の種別によって繰出割合に大きな差があることから，繰出制度の範囲の拡大・拡充及び当該繰出に対する地方交付税の措置を求めます。

5 施設等の著しい被害等により相当期間大幅な減収が見込まれる地方公営企業に対する特別の繰出制度の創設及び地方交付税措置の拡大等

東日本震災により被害を受けた地方公営企業における資金不足額等への対応として，資金手当のための公営企業債（震災減収対策企業債）の充当とその償還利子の一部について特別交付税が措置されることとされていますが，残余の利子及び元金償還に関して

は交付税措置がなされていません。施設等の被害が著しい沿岸地域の地方公営企業では、料金等の営業収益が相当期間継続して大幅に減少する一方で、病院事業における医療従事者の人件費や上下水道事業等の資本費（元利償還金）等の経費は固定的に発生し続けるほか、一時的な借受施設において非効率な事業活動を余儀なくされている状況が見られるなど、大幅な経営の悪化が見込まれています。

つきましては、料金等収入が震災前の規模に回復するまでの一定期間、特別の繰出制度を追加的に創設し、当該繰出に対し地方交付税措置を講じるなど、地方公営企業の経営回復に資する財政支援を講じられるよう求めます。

6 公的資金補償金免除繰上償還制度の対象枠の拡充

【財務省再掲】

財政融資資金（政府資金）及び地方公共団体金融機構資金等により設備の整備を行っている水道用水供給事業及び工業用水道事業について、これらの資金は、公的資金補償金免除繰上償還制度の活用により、随時、低利資金への借換え等を行っており、借入利率5%以上の借入金については、平成24年度までに全て繰上償還を行っています。さらに、平成25年度においては、東日本大震災被災地方公共団体を対象として、借入利率4%以上の地方公共団体金融機構資金についての繰上償還が認められているところです。

これらを踏まえ、今後、繰上償還の対象については、3%以上の全ての財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金を対象に含めるよう対象枠の拡充を求めます。

7 水道水源開発等施設整備費の国庫補助採択基準の緩和等

【財務省再掲】

水道用水供給施設の耐震化工事等は、東日本大震災後、一部計画を前倒ししながら、計画的に施工しているところですが、水道水源開発等施設整備費の国庫補助金については、補助採択要件として1㎡当たりの資本費（減価償却費及び支払利息）が90円以上となっており、本県は、当該要件を満たしていないことから、事業費の財源を、全て料金収入により捻出しています。

つきましては、耐震化等事業を加速するとともに、利水者（市町村）負担の軽減を図る上からも、補助採択基準の緩和又は撤廃を求めるとともに、現行補助率1/3の引上げを求めます。

8 消防力の復旧に向けた支援の継続

東日本震災により、宮城県防災ヘリコプター管理事務所や市町の消防施設が失われ、県民の安心・安全を守る消防力に大きな被害が生じました。これらの復旧に対しては、平成23年度国の補正予算により、消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金として財政支援が講じられ、平成24年度及び平成25年度においても引き続

き同様の支援措置が講じられています。

しかしながら、被災施設の配置等には、自治体の復興計画による高台移転などのまちづくり計画に反映させる必要があることから、来年度以降も継続した財政措置を講じられるよう求めます。

9 被災生徒に係る公立学校入学者選抜手数料等の免除に対する財源措置の継続

被災生徒に係る公立学校入学者選抜手数料等の免除については、平成24年度まで震災復興特別交付税措置が措置されているところですが、東日本大震災後2年が経過した現時点においても、応急仮設住宅入居者や震災による失業者など、沿岸部を中心として支援を必要とする被災者が多く存在している状況です。

つきましては、被災者の生活環境が改善される等真の復旧が実現するまでの間、入学者選抜手数料等の免除を継続するため平成26年度以降も震災復興特別交付税措置等の財源措置を講じられるよう求めます。

10 遠隔避難者に対する生活支援の充実

【内閣府、復興庁、厚生労働省再掲】

東日本大震災により、居住していた自治体から離れた地域に多くの被災された方々が避難されており、特に、県外に避難された方々は、2年を経過してもなお本県だけで8,420人（全国避難者情報システムに基づく人数）を数え、避難先は全国に及んでいます。津波で甚大な被害を受けた沿岸市町のまちづくりはいまだ緒に就いたばかりであり、避難先での生活が長期化することが見込まれることから、避難された方々が不慣れな土地でも安心して生活していくために、継続的かつ総合的な支援を講じるよう求めます。また、避難者支援の担い手として大きな役割を果たしているNPO・民間支援団体等が継続的に活動できるよう、必要な財政措置を講じるよう強く求めます。

さらに、国による被災者の生活再建に向けての支援情報の発信について充実を図るとともに、現在運用されている全国避難者情報システムは登録漏れや二重登録等の課題があり、県外避難者の支援リスト等の作成等に支障が生じているため、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、被災者の所在が把握できるよう新たなシステム開発を行うなど抜本的な対策を求めます。

11 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援

【復興庁、農林水産省再掲】

東日本大震災により漁場へと広範囲に流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底引き網漁船等で回収処理を進めていますが、海底のガレキの量や位置の把握は難しく、また、機械が届かない深い場所にあるガレキの回収は困難であることから、相当の取り残しが発生する見込みです。

これらの取り残されたガレキは、しけなどにより移動・漂流し、長期にわたって操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業については、将来にわたる確実な処分に向けて、平成 26 年度以降も継続するとともに、引き続き地方負担の生じない制度とするよう求めます。また、今回大量のガレキを処理するために各市町に設置された災害廃棄物処理施設は、平成 25 年度末までに撤去される予定であることから、これ以降に漁場から回収されたガレキを、従来から稼働しているクリーンセンターや廃棄物処理業者により処分する場合等に必要となる費用についても、全額国庫負担とするよう求めます。

1 2 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保

【復興庁，農林水産省再掲】

東日本大震災の発生により、多くの県民が一瞬にして家族や家や仕事を失うこととなった本県にとって、十分な津波防護効果を発揮するため、連続した海岸の整備は最重要課題です。

漁港区域内の既存の防潮堤（海岸保全施設）は、大地震や大津波により壊滅的な被害を受け、災害復旧事業により平成 27 年度をめどに復旧することとしています。漁港区域内には、これまで防潮堤が設置されていない区間も相当存在しているため、新たな防潮堤の整備が必要不可欠です。

この区間の整備を行うため、平成 25 年度の国の予算では、地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」が計上されておりますが、平成 26 年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。また、この区間においては、新たに海岸保全区域の指定が必要となりますが、県で負担することとなる指定に係る調査等の費用についても、地方負担の生じない措置を講じるよう求めます。

1 3 仮設施設の解体撤去に伴う市町の財政負担の軽減

【復興庁，経済産業省再掲】

中小企業者の事業継続支援策として独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している仮設施設整備事業により、県内 14 市町 137 か所（平成 25 年 4 月 30 日現在。建設中を含む。）に仮設店舗や仮設工場が整備されており、土地かさ上げ等のためすぐに本復旧できない事業者の事業継続に大きな効果を発揮しているところです。

しかし、これらの仮設施設は中小企業基盤整備機構から市町に無償譲渡され、将来の解体撤去は市町が行うことになることから、市町では大きな財政負担が生じることが課題となっております。

つきましては、市町が仮設施設の解体撤去を行う際の財政負担の軽減について、対策を講じられるよう求めます。

<法務省関係>

1 所有者不明土地の特別措置及び土地収用法に規定する事業認定手続の簡素化等

【復興庁，国土交通省再掲】

復旧・復興事業の円滑な推進のためには，早急な事業用地の確保が必要です。

このような状況において，所有者不明土地については，権利取得に多大な手続と時間を要するとともに，所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお，その所在が不明な土地が多数見込まれるなど，復旧・復興事業の支障となることから，土地の保全義務とともに使用許可，処分権限等を市町村に付与して，被災市町が適切に管理が行えるよう特別措置を求めます。また，任意取得が困難な土地を早期に取得できるよう土地収用法に規定する事業認定手続において，みなし規定の拡大等を図るとともに，手続の簡素化及び処理の迅速化を講ずることにより，権利取得までに要する期間の短縮を図るよう求めます。

2 地方法務局の体制強化

国・県・被災市町が行う復旧・復興事業の本格化に伴い，事業用地取得に係る登記申請は，今後，激増・集中することとなるため，登記事務処理の長期化等による各種事業への影響が心配されます。

つきましては，今後，事務が集中する期間中，法務局における事務官の増員等，復旧・復興事業の進捗に影響しないよう必要な対策を講じるよう求めます。

<財務省関係>

1 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

【復興庁，総務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】

本県においては，平成 25 年度への繰越事業費が大きく膨らんでおり，現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが，復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかし，災害復旧事業等では資材や人手不足による入札不調などで，また，被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより，相当数の事業が繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

これまで事故繰越手続の簡素化を図っていただいたところですが，更に復旧・復興の取組を着実に推進できるよう，やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業については，事故繰越を定める財政法第 42 条及び地方自治法第 220 条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と，1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置を講じられるよう求めます。また，事故繰越の複数回承認等が認められない場合には，復旧・復興事業を切れ目なく継続するため，各種手続の一層の簡素化に加え，必要となる予算の再予算化とともに，現在と同様の財政支援措置を講じられるよう求めます。

なお，官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業については，平成 24 年度の手続において，事故繰越承認手続の作業の省力化が図られたところですが，本年度においても，依然として事故繰越承認手続を必要とする事業が多数見込まれることから，継続して省力化の措置を講じられるよう求めます。

2 公的資金補償金免除繰上償還制度の対象枠の拡充

【総務省再掲】

財政融資資金（政府資金）及び地方公共団体金融機構資金等により設備の整備を行っている水道用水供給事業及び工業用水道事業について，これらの資金は，公的資金補償金免除繰上償還制度の活用により，随時，低利資金への借換え等を行っており，借入利率 5%以上の借入金については，平成 24 年度までに全て繰上償還を行っております。さらに，平成 25 年度においては，東日本大震災被災地方公共団体を対象として，借入利率 4%以上の地方公共団体金融機構資金についての繰上償還が認められているところです。

これらを踏まえ，今後，繰上償還の対象については，3%以上の全ての財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金を対象に含めるよう対象枠の拡充を求めます。

3 水道水源開発等施設整備費の国庫補助採択基準の緩和等

【総務省再掲】

水道用水供給施設の耐震化工事等は、東日本大震災後、一部計画を前倒ししながら、計画的に施工しているところですが、水道水源開発等施設整備費の国庫補助金については、補助採択要件として1 m³当たりの資本費（減価償却費及び支払利息）が90円以上となっており、本県は、当該要件を満たしていないことから、事業費の財源を全て料金収入により捻出しています。

つきましては、耐震化等事業を加速するとともに、利水者（市町村）負担の軽減を図る上からも、補助採択基準の緩和又は撤廃を求めるとともに、現行補助率1/3の引上げを求めます。

<文部科学省関係>

1 東北地方への医学部新設の特例

【復興庁再掲】

人口 10 万人当たりの医師数が全国最低であった東北地方は、東日本大震災の発生により、医師不足に拍車がかかっており、地域医療の充実喫緊の課題です。また、東北地方は今後も高い高齢化率が見込まれるなど、医療ニーズが高く、在宅医療などの地域医療を支える総合医の養成が必要であることに加え、放射能による健康被害対策や PTSD（心的外傷後ストレス障害）など、被災地特有の対策も求められることから、抜本的かつ恒久的な対策として「地域医療を志す人材を養成する新たな医学部の設置」が必要です。

新たな医学部の設置は、震災により仮設住宅等での生活を余儀なくされ将来に大きな不安を抱える数多くの被災者にとって、医療環境の改善はもとより、新たなまちづくりに向けて「希望の光」となるものであり、「復興の象徴」となる事業です。

つきましては、医師の地域偏在により医師不足が顕著である東北地方に震災からの復興を図るための特例として大学医学部の新設を認め、新設医学部において東北地方に根差した医師を養成するための対策を講じられるよう求めます。

2 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

(1) 出荷制限指示を受けた県産農林水産物への対応

イ 生産者等への十分かつ迅速な賠償の実施

【復興庁、農林水産省、経済産業省再掲】

放射性物質の汚染により出荷制限指示等を受けた本県の農林水産物や加工食品については、これまで再三にわたり損害賠償の対象とするよう東京電力に対し要請してきたにもかかわらず、適切に実行されていません。

東京電力による損害の判定は、依然としてしゃくし定規であり、賠償が合意されない項目も多く、また、現在行われている損害賠償手続は、被害額を確定するために要求される証明書類が膨大かつ難解であり、被害者である生産者や事業者にも多大な負担を強いています。

さらに、賠償の支払が速やかになされないため、生産者や事業者が一旦費用を負担することとなり、資金繰りにも多大な影響を及ぼしています。

つきましては、国においては、原発事故の影響により苦しむ生産者や事業者の立場に立って、これまでの東京電力の不誠実な対応を重く認識し、東京電力に対して、審査の簡素化・迅速化も含め、十分で確実、迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、東京電力が十分な支払に応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も

含め、生産者等の負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

ロ 出荷制限解除への対応

【厚生労働省，農林水産省，経済産業省再掲】

放射性物質検査は食品衛生法に基づき行われ、流通品を対象に実施されています。本県農林水産物では、農産物3品目、畜産物1品目、林産物6品目及び水産物6品目で出荷制限指示を受けており、出荷制限の解除に当たっては、政府の原子力災害対策本部から「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が示されています。

しかし、その基準や運用は品目によっては不明確な点が多く、さらには、出荷時期等が限定されているものもあり、出荷制限解除に向けた具体的な取組に多大な影響が生じていることから、国においては、出荷制限解除に当たり、より具体的な基準を明示するとともに、技術的知見の提供や解除に向けた手法を明示するよう求めます。また、米については、本県では平成24年産米の自家消費米から基準値を超過するものが確認されたことから、当該旧市町村（昭和25年次）の全量検査及び近隣旧市町村の全戸検査を実施し、その結果、基準値を超過したものは当初検出された自家消費米の生産ほ場のみと局所的であったものの、平成25年産米は当該旧市町村の全域を対象に出荷制限が指示されています。農林水産物の品目により、基準値を超える状況には様々な形態があることから、出荷制限やその解除等の方針の決定に当たっては、地域の実情を把握している関係自治体等の意見も聴取した上で、近隣の検査結果や生産環境などを十分に考慮し、例えば、制限・解除の区域や検査の方法についても、合理的な範囲で限定的な対応ができるなど、より柔軟な運用が行えるよう見直しを求めます。

(2) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施

イ 県産農林水産物に対する十分かつ迅速な賠償の実施

【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第三次追補が示され、きのこ類・山菜類など、多くの本県産農林水産物の風評被害が損害賠償の対象として認められました。

今後、国においては、東京電力が中間指針に明示された重みを認識し、事故以前の伝票提出など被害者側に証拠を求める消極的な対応を行うのではなく、原発事故の原因者である責任を認識し自覚させ、生産者や事業者の立場に立って、手続を簡素化するとともに、十分で確実、かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

なお、東京電力が十分な支払に応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も含め、生産者等の

負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

ロ 県内観光業に対する十分かつ迅速な賠償の実施

本県の観光業の風評被害については、平成24年8月に国の原子力損害賠償紛争解決センターから示された総括基準において、福島第一原発事故の影響が認められるとされ、また、同年10月には東京電力から、原発事故との間に相当因果関係が認められるとして、賠償内容が提示されたところです。

しかしながら、東京電力が行った賠償説明会などにおいて、観光事業者からは、提示された賠償対象期間が1年間と短いことや、東北域内の観光客の減少による減収分を損害から除外することについて、批判や不満の声が上がっています。加えて、賠償請求に当たり、提出が困難な立証資料を求めるなど、事業者に新たな負担を強いています。

つきましては、東京電力に対して、原発事故の起きた福島県と隣接県である本県の観光業への影響を正しく認識させ、中間指針に明示されている福島県、北関東3県と同様の内容で賠償するとともに、被害者である本県観光事業者に新たな負担を強いることのないよう、強い指導を求めます。

(3) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援

イ 港湾の放射線対策に要した費用の迅速な賠償

【経済産業省、国土交通省再掲】

福島第一原子力発電所事故に伴う港湾における放射線等の対策として、貨物等の放射線線量の測定や海水の放射能の測定等を行うため県等が要した経費（測定機器等の購入及び検査経費のほか、除染及び除染に伴い生じた廃棄物の保管・処分等に係る経費等）については、既に対応した経費を含め、全額を国庫負担又は原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで、東京電力に対して、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

加えて、港湾運送事業者等が福島第一原子力発電所事故に起因して要した経費や損害についても、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで、東京電力に対して、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

ロ 放射線・放射能に係る意識啓発の充実強化及び調査研究の推進

【環境省再掲】

放射性物質による影響等について、国民一人一人が正確に理解し、不安を解消することができるよう、国においては、本県内に放射線・放射能に関する相談員を設置するほか、テレビコマーシャルや放射能情報誌の作成・配布をするなど、あらゆる広報の機会、手段を通じ、責任を持って正しい知識の普及・啓発を積極的に図るよう求めます。

加えて、森林や河川の泥質の除染、水産物汚染防止など新たな課題の解決に向け、国の研究機関だけでなく民間や海外の研究機関との共同研究などにより、国の総力を挙げて、県民が受ける放射線量の低減に向けた先進的な調査研究に取り組むよう求めます。

ハ 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，経済産業省，環境省再掲】

地方自治体の被害対策経費に係る損害賠償について、東京電力では、下水道・上水道事業における汚泥等の測定・保管費用や食品衛生法に基づく食品検査など、政府指示等により負担を余儀なくされた業務に限定して賠償請求に応じています。一方で、空間線量の測定や健康影響調査、食品の持込検査など、住民の不安解消のために地方自治体が自発的に実施する被害対策のほとんどが賠償の対象外となっているか、又は対象期間が制限されており、十分な賠償が期待できないため、国において、地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し、原子力損害の賠償範囲として明確に示すよう求めます。また、本県では被害対策経費の請求に当たり、震災復興特別交付税充当分を含めて請求することとしていますが、賠償がなされた場合には交付税相当分の返納が生じるため、損害賠償請求事務がより一層煩雑となることから、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し東京電力に求償する制度の創設を求めます。

3 公立大学法人が被災者に対する授業料等の減免等を行った場合に増嵩する運営費交付金に対する国庫支出金交付制度の創設

大学が、東日本大震災の被災者に対し、入学金及び授業料の減免措置を実施した場合、国立大学法人及び私立大学については、平成 23 年度から平成 25 年度まで運営費交付金又は助成により措置されていますが、依然として公立大学に対する国庫支出金制度の創設はされていません。

つきましては、公立大学が被災者への減免措置を実施した場合の運営費交付金又は助成を求めます。また、運営費交付金又は助成がくみ取られない場合でも、これまでと同様、地方負担を伴わない特別交付税での措置を求めます。

4 私立学校施設の災害復旧費に対する国庫支出金交付対象範囲の拡大及び交付率の一層のかさ上げ

私立学校の災害復旧費に対しては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により 1/2 の国庫補助となっています。

しかし、東日本大震災では、私立学校も甚大な被害を受けており、現行の国庫補助率では、私立学校の負担が過大となるため、平成 25 年度までに復旧の見通しがたたず災害

査定を受けることができなかった私立学校についても、既に復旧事業費が確定した私立学校と同様に国庫支出金交付率の向上を図るよう求めます。

5 「東北メディカル・メガバンク計画」の実現に向けた財政措置の継続

被災地の地域医療の復興と次世代医療の供給及びその人材育成を目指す東北メディカル・メガバンク計画については、今年5月から地域住民コホート調査が開始されるなど、本格的な調査段階を迎えました。

計画の実現に向けては、中長期的に継続的・弾力的な支援が必要であることから、事業推進のための継続的な財政措置及び基金の創設を求めます。

6 国際リニアコライダー（ILC）の誘致

【内閣府，復興庁再掲】

北上山地が有力な建設候補地となっている国際リニアコライダー（ILC）は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、国内外の研究者が居住する国際学術研究都市の形成と、関連産業の集積等を図ることが、世界に開かれた東北の復興のシンボルとなるものです。

つきましては、ILCの日本誘致を国として正式決定するとともに、国内候補地に北上山地が選定された場合には、ILCの実現に向けて必要な調査（①候補地の詳細な地質調査・環境アセスメント調査，②国際研究所受入れに向けた立地調査等）に取り組むよう求めます。

7 イノベーション推進拠点「中型高輝度リング型放射光施設」の整備

東日本大震災からの産業復興を果たすとともに、我が国が今後も科学技術立国として世界を先導していくためには、ものづくり産業等におけるイノベーションを創出するなど、科学技術・産業技術の革新的振興を図ることが不可欠です。

そのためには、自動車関連産業など被災地域においてポテンシャルを有する技術分野の研究について、イノベーションの推進・研究を強力に支援する拠点「中型高輝度リング型放射光施設」の整備が有効であります。

放射光と呼ばれる強力な電磁波を用いて物質の構造を詳細に分析する研究施設である当該施設の整備は、我が国のものづくり産業の国際競争力を高めるとともに、本県が掲げる富県戦略を進める上でも、企業誘致や新産業の創出などに結びつくものです。

つきましては、本県の地元経済界・産業界からの設置要望も高まりを見せており、さらに、震災からの復興のシンボルの一つとなることから、当該施設の建設及び運営に要する予算の早期確保と地元負担のない形での本県への建設を求めます。

8 公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続

公立社会教育施設災害復旧費補助金については、平成 25 年度以降も復旧期間が必要な施設について当該年度ごとに文部科学省で災害復旧費の補助予算を計上することとなっていますが、大規模な地盤沈下や津波で被災した施設の中には移転を伴うものがあり、移転場所の選定作業も含め復旧完了まで時間がかかるものもあります。

つきましては、全ての施設の復旧工事が完了するまで、確実に継続した財源措置を講じられるよう求めます。

9 被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置

東日本大震災では、壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、児童生徒が死の危険にさらされたほか、近親者や同級生が亡くなるなど、児童生徒は極めて大きな精神的苦痛を受けています。

今年度においては震災対応のために教職員の加配措置が認められ、児童生徒に対するきめ細かな教育的支援が行われており、今後も継続的な対応が重要であることから、平成 26 年度以降においてもこの支援体制を維持するよう求めます。また、本県の児童生徒が受けた心的被害を考慮して、心のケアやきめ細かな学習指導を継続的に実施するための安定的な体制を確保する必要があることから、少人数指導等の政令加配をこれまで同様に維持するよう求めます。

10 学校における防災教育体制の整備

今回の震災により多くの児童生徒の尊い命が失われたことを重く受け止めるとともに、学校教育における防災教育の位置付けを高める必要があると考えています。

本県では、平成 24 年度から他県に先駆けて、学校における防災教育の充実や地域と連携した防災体制を整備するため、全ての公立学校に防災主任（拠点校には防災教育等を担当する主幹教諭）を配置し、県単独の予算により手当を支給しています。

つきましては、防災主任に係る手当相当額の国庫補助を求めるとともに、国における防災主任の制度化を求めます。

あわせて、防災教育や被災した児童生徒の心のケアなどに対応する専門的な資質、能力を高めるため、中・長期的に教職員を養成する必要があることから、それらに対する定数措置等の継続的な支援を求めます。

1 1 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の予算確保

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」については、平成 23 年度から平成 26 年度までの事業費相当額が交付され、同交付金を基金化して事業を実施しているところですが、就園及び就学支援の申請者が当初の予想を大幅に上回っており、基金に不足が見込まれます。

つきましては、当該基金不足額に対する確実な財源措置を講じられるよう求めます。

1 2 全国生涯学習ネットワークフォーラムの開催

東日本大震災から 3 年目を迎え、被災地においては、人口流出や地域コミュニティの崩壊といった課題が顕在化しているところです。また、被災地だけでなく、全国の多くの地域が抱えている共通の課題でもあります。

これらの課題に対処していくためには、行政による取組はもちろんのこと、全国の学校、社会教育団体、NPO、学生、行政関係者等が被災地に集い、その現状を認識するとともに解決策を考え・実践へとつなげていくことが、生涯学習推進の観点からも重要であります。

つきましては、本県を生涯学習の実践の場として「全国生涯学習ネットワークフォーラム」を開催されるよう求めます。

<厚生労働省関係>

1 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

(1) 出荷制限指示を受けた県産農林水産物への対応

【文部科学省，農林水産省，経済産業省再掲】

放射性物質検査は食品衛生法に基づき行われ、流通品を対象に実施されています。本県農林水産物では、農産物3品目、畜産物1品目、林産物6品目及び水産物6品目で出荷制限指示を受けており、出荷制限の解除に当たっては、政府の原子力災害対策本部から「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が示されています。

しかし、その基準や運用は品目によっては不明確な点が多く、さらには、出荷時期等が限定されているものもあり、出荷制限解除に向けた具体的な取り組みに多大な影響が生じていることから、国においては、出荷制限解除に当たり、より具体的な基準を明示するとともに、技術的知見の提供や解除に向けた手法を明示するよう求めます。また、米については、本県では平成24年産米の自家消費米から基準値を超過するものが確認されたことから、当該旧市町村（昭和25年次）の全量検査及び近隣旧市町村の全戸検査を実施し、結果、基準値を超過したものは当初検出された自家消費米の生産ほ場のみと局所的であったものの、平成25年産米は当該旧市町村の全域を対象に出荷制限が指示されています。農林水産物の品目により、基準値を超える状況には様々な形態があることから、出荷制限やその解除等の方針の決定に当たっては、地域の実情を把握している関係自治体等の意見も聴取した上で、近隣の検査結果や生産環境などを十分に考慮し、例えば、制限・解除の区域や検査の方法についても、合理的な範囲で限定的な対応ができるなど、より柔軟な運用が行えるよう見直しを求めます。

(2) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施

県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路開拓への支援

【内閣府，復興庁，農林水産省再掲】

県産農林水産物は、東北地域の農林水産物というだけで、いまだ取引に影響が出ている状況であり、その風評を払拭するために、今後も国の責任で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品の基準値の意味や、これまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。また、全面輸入停止措置を講じている中国や、厳しい規制を続けている韓国などに対し、輸出規制の緩和に向けた対応を行うよう求めます。

加えて、国において実施している販路回復支援については、より効果的な形で、今後も継続するよう求めます。特に、水産物においては、他産地にシェアを奪われ

る状況が見られ、販路の回復や新たな販売促進対策が求められています。

つきましては、国においては、東京電力に対し、放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が、販路の回復に要したPR等の費用についても賠償対象として認め、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

(3) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援 イ 放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の確立

【農林水産省，経済産業省再掲】

国においては、放射性物質検査に必要な検査機器の整備や検査の実施に係る費用について、東京電力に対し、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、本県が実施している出荷牛全頭の放射性物質検査については、食肉の安全性確保と検査の効率性の観点から、国が責任を持って、食肉衛生検査と一体となった検査体制を早急に確立するよう求めます。

ロ 食品中の放射性物質に係る知識の普及・啓発の充実強化

食品に含まれる放射性物質が健康に及ぼす影響や基準値等について、依然として国民が正しく理解している状況とは言えず、一部では誤った理解に基づく風評被害が発生していることから、不安の払拭に向けて国が責任を持って意見交換のためのリスクコミュニケーションを開催するなど、正しい知識の普及啓発に継続的に取り組むよう求めます。

2 遠隔避難者に対する生活支援の充実

【内閣府，復興庁，総務省再掲】

東日本大震災により、居住していた自治体から離れた地域に多くの被災された方々が避難されており、特に、県外に避難された方々は、2年を経過してもなお本県だけで8,420人（全国避難者情報システムに基づく人数）を数え、避難先は全国に及んでいます。津波で甚大な被害を受けた沿岸市町のまちづくりはいまだ緒に就いたばかりであり、避難先での生活が長期化することが見込まれることから、避難された方々が不慣れな土地でも安心して生活していくために、継続的かつ総合的な支援を講じるよう求めます。また、避難者支援の担い手として大きな役割を果たしているNPO・民間支援団体等が継続的に活動できるよう、必要な財政措置を講じるよう強く求めます。

さらに、国による被災者の生活再建に向けての支援情報の発信について充実を図るとともに、現在運用されている全国避難者情報システムは登録漏れや二重登録等の課題があり、県外避難者の支援リスト等の作成等に支障が生じているため、被災者の住民票の異動の有無にかかわらず、被災者の所在が把握できるよう新たなシステム開発を行うなど抜本的な対策を求めます。

3 社会福祉施設等の災害復旧に係る補助期間の延長

東日本大震災に係る社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金は、これまで激甚法指定や震災特別法により、それぞれ国庫補助率が引き上げられるなど、被災施設の復旧に対する御配慮をいただいたところです。

しかしながら、被災施設の中には、被災市町が進める高台移転等による新たなまちづくりと歩調を合わせて再興を考えている施設もあり、基本として3か年以内に復旧をするという、現行補助制度の枠組みの中で対応することが困難な状況も見受けられます。

つきましては、東日本大震災の被害の甚大さを御理解いただき、災害復旧に係る補助対象期間を延長するよう求めます。

4 東日本大震災に係る被災市町村の介護保険財政に対する特別な財政措置

東日本大震災による甚大な被害により、被災市町村の財政的基盤が大きく損なわれたことから、安定した介護保険事業の運営が図られるよう、介護給付費の地方負担分の国費による補填や調整交付金の増額など、国による十分な財政支援措置を求めます。また、東日本大震災に伴う生活困窮者は依然として存在しており、市町村が利用者自己負担分の減免措置を行った場合は、本県内の広範にわたる被害の甚大さを考慮し、減免が必要な被災者に対しては、国による全額補填措置を求めます。

5 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期限の延長及び積み増し

被災市町においては、高台移転等による新たなまちづくりを復興計画の基本としており、被災地域における地域包括ケア体制構築のための小規模特別養護老人ホーム等の入所施設及び介護基盤復興まちづくり整備事業による在宅介護サポート拠点施設の整備は、今後相当の期間を要すると考えられます。

介護基盤緊急整備等臨時特例基金は、平成25年度まで設置期間が延長されたところですが、現行と同水準による財政支援が継続されるよう、基金の設置期限の延長と積み増しを行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な活用ができるよう求めます。

6 サポートセンター運営と被災者健康支援事業に対する継続的な財政支援

応急仮設住宅等での被災者生活支援のためのサポートセンター整備運営経費、入居者に対する各種の健康支援事業及び保健師等人材確保に要する経費は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金に積み立てられ措置されていますが、当該基金は平成25年度までとされています。

応急仮設住宅については、設置期間の延長が認められたことから、サポートセンター

は、仮設住宅での生活の長期化に伴う様々な福祉ニーズへの対応のほか、地域包括ケアの重要な拠点としても、その新設を含めた継続的な取組が必要であり、また、支援スタッフも複数年雇用による安定した人材確保と育成が重要となります。

加えて、避難生活の長期化による健康状態の悪化が顕在化するとともに、被災者の生活の格差が広がっていくことに伴う健康状態の悪化も心配されることから、今後も定期的な健康調査や健康相談、健康教育などの健康支援事業を推進する必要があります。

しかし、市町村の保健師だけではマンパワーが十分でないことから、保健師や看護師等専門職の安定的確保のための支援を継続する必要があります。

つきましては、当該基金の設置期限の複数年延長と、更なる積増しを行うよう求めます。

7 「安心子ども基金」の設置期限の延長、事業対象範囲の拡大・積増し及び特例措置

安心子ども基金については、国の経済危機対策・地域活性化予備費使用により積増しが行われ、平成 25 年度まで設置期限が延長されていますが、保育所整備などの事業に加えて、東日本大震災で被災した子どもの心のケア等に対する長期的、継続的な支援が必要であることから、基金の設置期限を中・長期的な視点から延長するとともに、必要となる財源の確実な積増し及び使途の拡大を求めます。また、この基金を財源とする保育所整備については、震災の影響により資材や人件費の高騰などを背景とした入札不調が発生しており、入札不調を回避するための設計変更や、工事費の増大に伴う設置者の超過負担が生じるなど、特有の課題が顕在化していることから、東日本大震災の被災地に関する補助基準額を別途定めるなどの特例措置を求めます。

8 被災者の心のケア対策充実のための継続した財源等の確保

【復興庁再掲】

東日本大震災により、深刻な精神的ダメージを受けた県民が多く、また、被災者の生活再建が本格化する中で、被災者間の格差が生じ、PTSDやうつ病、アルコール問題、自殺等の増加が心配されるところです。そのため、被災者の震災による様々な心の問題を包括的に支援する心のケアの活動拠点となる「心のケアセンター（平成 23 年 12 月開所）」及び石巻市及び気仙沼市に「地域センター（平成 24 年 4 月開所）」を設置し、地域の課題に合わせて被災沿岸地域への相談体制の充実を図っています。

「心のケアセンター」の運営及び被災地において精神科医療機関が実施するアウトリーチ支援等の事業については、障害者自立支援対策臨時特例基金に被災者心のケア支援事業等の創設及び積増しにより平成 24 年度まで財源が確保されておりましたが、平成 25 年度については「被災者の心のケア支援事業費補助金」として単年度ごとの補助金になりました。

復興のためには、長期的な被災者の心のケアが必要ですが、専門職の役割は非常に重

要なものとなっていることから、安定的・継続的な人員を確保できる体制構築のための支援及び県の新たな負担が伴わない継続した財源の確保を求めます。

9 生活福祉資金相談等体制整備事業，社会的包摂・「絆」再生事業の継続及び災害公営住宅等における高齢者等の見守り体制整備のための財政支援

東日本大震災発生後，本県では，緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）による基金を活用し，被災者の生活の復興を支援してきました。

平成 24 年度からは，県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会における生活福祉資金の貸付相談等の体制整備，被災者の見守り，相談対応等を行う生活支援相談員の配置，被災地の地域福祉を推進する N P O 法人等への支援等の事業について，同基金を活用して実施しています。また，今後建設される災害公営住宅等には，独り暮らし高齢者など日常生活での支援が必要な方が多く入居すると考えられることから，孤立死等を防止するためにも，現在の仮設住宅サポートセンターと同様の支援体制を整備することが必要です。

災害公営住宅への見守り支援は長期間継続する必要があるため，その人件費などは多大な財政負担を伴うため，被災自治体の自主財源による事業の実施は困難であることから，介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した地域支え合い体制づくり事業等の活用を予定しているところです。

つきましては，被災者の生活支援に係る各事業を，中・長期的に継続するため，各基金の設置期間を複数年で延長するとともに，十分な基金の積増しをされるよう求めます。

10 被災市町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度に対する特別な財政措置

東日本大震災による甚大な被害により，医療費の増大及び保険料（税）の減収など被災市町村国保及び後期高齢者医療制度の財政基盤が大きく損なわれたことから，安定した国保事業等の運営が図られるよう，調整交付金の増額など十分な財政支援措置を求めます。また，東日本大震災による生活困窮者は依然として存在しており，市町村保険者等が一部負担金等の減免措置を行った場合は，本県内の広範にわたる被害の甚大さを考慮し，減免が必要な被災者に対しては，国による全額補填措置を求めます。

11 震災等緊急雇用対応事業の拡充

【復興庁再掲】

震災等緊急雇用対応事業については，被災求職者の雇用機会を確保するとともに，被災者の生活支援や行政のマンパワー不足を補う役割を果たしており，復旧・復興を進める上で有効な制度となっています。

しかし，現在の制度においては，平成 26 年度からの新規雇用や新規事業の実施が認め

られておらず，復旧・復興のための事業を進める上で支障となっていることから，実施期間を延長されるよう求めます。

1 2 事業復興型雇用創出事業の制度拡充

事業復興型雇用創出助成金は平成 25 年度末までに事業を開始することが支給を受けるための要件となっていますが，地盤沈下の復旧対策がなかなか進んでいない沿岸地域などでは，平成 25 年度末までの事業の開始も極めて困難であることから，平成 26 年度以降に事業を開始した事業所も助成対象とするよう求めます。

<農林水産省関係>

1 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

(1) 出荷制限指示を受けた県産農林水産物への対応

イ 生産者等への十分かつ迅速な賠償の実施

【復興庁，文部科学省，経済産業省再掲】

放射性物質の汚染により出荷制限指示等を受けた本県の農林水産物や加工食品については，これまで再三にわたり損害賠償の対象とするよう東京電力に対し要請してきたにもかかわらず，適切に実行されていません。

東京電力による損害の判定は，依然としてしゃくし定規であり，賠償が合意されない項目も多く，また，現在行われている損害賠償手続は，被害額を確定するために要求される証明書類が膨大かつ難解であり，被害者である生産者や事業者にも多大な負担を強いています。

さらに，賠償の支払が速やかになされないため，生産者や事業者が一旦費用を負担することとなり，資金繰りにも多大な影響を及ぼしています。

つきましては，国においては，原発事故の影響により苦しむ生産者や事業者の立場に立って，これまでの東京電力の不誠実な対応を重く認識し，東京電力に対して，審査の簡素化・迅速化も含め，十分で確実，迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また，東京電力が十分な支払に応じない場合においては，生産者や事業者の負担を軽減するため，国において，補助制度のあるものは拡充も含め，生産者等の負担が生じない形で，あらゆる損害に対して，国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

ロ 出荷制限解除への対応

【文部科学省，厚生労働省，経済産業省再掲】

放射性物質検査は食品衛生法に基づき行われ，流通品を対象に実施されています。本県農林水産物では，農産物3品目，畜産物1品目，林産物6品目及び水産物6品目で出荷制限指示を受けており，出荷制限の解除に当たっては，政府の原子力災害対策本部から「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が示されています。

しかし，その基準や運用は品目によっては不明確な点が多く，さらには，出荷時期等が限定されているものもあり，出荷制限解除に向けた具体的な取組にも多大な影響が生じていることから，国においては，出荷制限解除に当たり，より具体的な基準を明示するとともに，技術的知見の提供や解除に向けた手法を明示するよう求めます。また，米については，本県では平成24年産米の自家消費米から基準値を超過するものが確認されたことから，当該旧市町村（昭和25年次）の全量検査及び近隣旧市町村の全戸検査を実施し，その結果，基準値を超過したものは

当初検出された自家消費米の生産ほ場のみと局所的であったものの、平成 25 年産米は当該旧市町村の全域を対象に出荷制限が指示されています。農林水産物の品目により、基準値を超える状況には様々な形態があることから、出荷制限やその解除等の方針の決定に当たっては、地域の実情を把握している関係自治体等の意見も聴取した上で、近隣の検査結果や生産環境などを十分に考慮し、例えば、制限・解除の区域や検査の方法についても、合理的な範囲で限定的な対応ができるなど、より柔軟な運用が行えるよう見直しを求めます。

(2) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施

イ 県産農林水産物に対する十分かつ迅速な賠償の実施

【復興庁，文部科学省，経済産業省再掲】

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第三次追補が示され、きのこ類・山菜類など、多くの本県産農林水産物の風評被害が損害賠償の対象として認められました。

今後、国においては、東京電力が中間指針に明示された重みを認識し、事故以前の伝票提出など被害者側に証拠を求める消極的な対応を行うのではなく、原発事故の原因者である責任を認識し自覚させ、生産者や事業者の立場に立って、手続を簡素化するとともに、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

なお、東京電力が十分な支払に応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も含め、生産者等の負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

ロ 県産農林水産物の安全性に関する普及啓発及び販路開拓への支援

【内閣府，復興庁，厚生労働省再掲】

県産農林水産物は、東北地域の農林水産物というだけで、いまだ取引に影響が出ている状況であり、その風評を払拭するために、今後も国の責任で、首都圏をはじめ全国の消費者、流通関係者、食品関係事業者等に対し、食品の基準値の意味や、これまでの検査結果で得られた知見について、正しい理解が得られるまで確実に普及啓発を行うよう求めます。また、全面輸入停止措置を講じている中国や、厳しい規制を続けている韓国などに対し、輸出規制の緩和に向けた対応を行うよう求めます。

加えて、国において実施している販路回復支援については、より効果的な形で、今後も継続するよう求めます。特に、水産物においては、他産地にシェアを奪われる状況が見られ、販路の回復や新たな販売促進対策が求められています。

つきましては、国においては、東京電力に対し、放射性物質の影響により販路を失った生産者や事業者が、販路の回復に要したPR等の費用についても賠償対象として認め、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

(3) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援 イ 放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の確立

【厚生労働省，経済産業省再掲】

国においては，放射性物質検査に必要な検査機器の整備や検査の実施に係る費用について，東京電力に対し，十分に確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また，本県が実施している出荷牛全頭の放射性物質検査については，食肉の安全性確保と検査の効率性の観点から，国が責任を持って，食肉衛生検査と一体となった検査体制を早急に確立するよう求めます。

ロ 森林や立木の汚染への対応

【復興庁，環境省再掲】

森林内の空間線量及び土壌や立木の放射性物質濃度を調査するモニタリングについては，福島県では県全域で国により実施されていますが，本県では国庫補助事業により，県が自ら実施しています。安全な特用林産物等の生産や消費者の安心を確保するために，それらモニタリング調査は，本来，福島県と同様に国が実施すべきものであり，県内全域における詳細な現地での調査を継続的に実施するよう求めます。また，森林の除染対策とその効果については，いまだ不明な点が多いことから，国においては，十分な知見の集積と情報提供を図るとともに，地域の実情に応じて県が実施する森林の除染対策実証事業について，十分確実に進められるよう，必要な予算を確保するよう求めます。

ハ 除染・吸収抑制対策等の充実強化

【復興庁再掲】

これまで，水稻，大豆等を対象に，多くの市町において，カリ肥料施用による放射性物質吸収抑制対策を実施してきました。本対策を継続して実施することは，本県農産物の生産振興を図る上で必要不可欠であることから，実施に必要な財源を確保するとともに，一層の効果的な吸収抑制対策の確立と迅速な情報提供を求めます。また，平成 23 年度から県内牧草地の除染作業を実施してきましたが，急傾斜草地などの作業困難地の除染については，引き続き実施する必要があります。さらに，除染した草地から生産される牧草については，一定割合給与不可能な牧草が見込まれ，それら牧草地では再除染が必要になることから，平成 26 年度以降の除染経費や専用機の導入等については，現行事業等の拡充も含め柔軟に対応するよう求めます。

ニ 海洋への汚染水の流出防止対策

【復興庁，経済産業省，環境省再掲】

放射性物質の海洋への放出・流出により，本県沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が心配されることから，将来にわたり，徹底した施設設備の管理を図り，今後一切放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出・流出がないよう東京電力を

指導・監督するとともに、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように、国として万全の対策を講じるよう求めます。

加えて、増加し続ける汚染水の処理及び貯蔵方法については、抜本的な対策が講じられるよう、国による東京電力に対する強い指導を求めます。

ホ 経営再開等に向けた生産者支援

【復興庁，経済産業省再掲】

安全な特用林産物を供給するための施設整備など、放射性物質の影響により新たに必要となった対策については、国において東京電力に対し、生産者等が対策に要した費用について賠償対象の基準として認め、十分で確実、迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、特用林産施設等体制整備事業については、経営体力が低下している生産者の負担軽減のため、全額国庫による支援とすること、及び個人経営者や企業も補助対象とするよう求めます。

2 漁場へ流出したガレキ撤去・処分への継続的な支援

【復興庁，総務省再掲】

東日本大震災により漁場へと広範囲に流出したガレキについては、現在、漁場復旧対策支援事業により、専門業者や底引き網漁船等で回収処理を進めていますが、海底のガレキの量や位置の把握は難しく、また、機械が届かない深い場所にあるガレキの回収は困難であることから、相当の取り残しが発生する見込みです。

これらの取り残されたガレキは、しけなどにより移動・漂流し、長期にわたって操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業については、将来にわたる確実な処分に向けて、平成26年度以降も継続するとともに、引き続き地方負担の生じない制度とするよう求めます。また、今回大量のガレキを処理するために各市町に設置された災害廃棄物処理施設は、平成25年度末までに撤去される予定であることから、これ以降に漁場から回収されたガレキを、従来から稼働しているクリーンセンターや廃棄物処理業者により処分する場合等に必要となる費用についても、全額国庫負担とするよう求めます。

3 東日本大震災農業生産対策交付金に係る十分かつ確実な予算措置

【復興庁再掲】

本県の農業生産力を早期に回復するためには、共同利用施設の復旧・再編整備及び営農再開に必要な農業機械や資機材の導入を計画的に進めることが必要です。

東日本大震災農業生産対策交付金は、農業者組織や農協などが事業主体となって、速やかな農業生産の復旧等を図るために不可欠なものであり、農地の復旧による作付けが順次再開されることに伴い、引き続き被災農業者等から事業の要望が見込まれることから、本事業の継続実施と十分な予算措置を確実に講じるよう強く求めます。また、地域の実情に合わせ、個別農業者の営農再開が可能となるよう畜舎等の機械施設におけるリ

ース要件の緩和や、酪農での対象施設を共同利用フリーストールパーラーに限定することなく、つなぎ飼養方式も対象とするなど、より柔軟な採択要件への見直しを求めます。

4 復旧・復興事業に係る繰越手続きの弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，経済産業省，国土交通省，環境省再掲】

本県においては、平成 25 年度への繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかし、災害復旧事業等では資材や人手不足による入札不調などで、また、被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な不可欠な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより、相当数の事業が繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

これまで事故繰越手続の簡素化を図っていただいたところですが、更に復旧・復興の取組を着実に推進できるよう、やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業については、事故繰越を定める財政法第 42 条及び地方自治法第 220 条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と、1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認について、特別の措置を講じられるよう求めます。また、事故繰越の複数回承認等が認められない場合には、復旧・復興事業を切れ目なく継続するため、各種手続の一層の簡素化に加え、必要となる予算の再予算化とともに、現在と同様の財政支援措置を講じられるよう求めます。

なお、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業については、平成 24 年度の手続において、事故繰越承認手続の作業の省力化が図られたところですが、本年度においても、依然として事故繰越承認手続を必要とする事業が多数見込まれることから、継続して省力化の措置を講じられるよう求めます。

5 被災農林漁業者に対する金融支援事業の継続的な支援

【復興庁再掲】

東日本大震災で被災した農林漁業者に対する制度資金等による金融支援策については、平成 23 年度から無利子化や償還期限の延長、無担保・無保証人化、保証料負担の軽減などが図られているところです。

これらの事業については、今後とも復旧途上にある被災農林漁業者への円滑な資金融通に効果的な役割を果たしており、被災農林漁業者が震災後に借り入れた資金に係る保証料負担が相当程度見込まれることから、平成 26 年度以降も事業を継続されるとともに必要に応じて拡充されるよう求めます。

6 被災農家の経営再開への支援

被災している農家に対する収入確保のための被災農家経営再開支援事業については、

被災の度合いにより復旧に地域差があることから、農家が経営の再開をできるまでの間、継続した事業の支援を行うよう求めます。

7 東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業及び被災土地改良区復興支援事業（平成 23～25 年度）の継続

営農再開ができない農地からは、土地改良区の運営に必要な経費を賦課できないため、早期の営農再開に向け、本県としても農地・農業用施設の復旧を可能な限り前倒しで実施しているところです。

しかし、早期の営農再開には、他事業や関係機関との調整、地元との合意形成など課題も多く、いまだ賦課できない農地が約 2 割あるほか、地盤沈下した農地からの排水経費が増加しており、依然、土地改良区の財政運営は厳しい状況となっています。

つきましては、被災した農地・農業用施設の復旧復興が完了し、営農再開が見込まれる平成 27 年度末まで、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業及び被災土地改良区復興支援事業を継続するよう求めます。

8 漁業・水産加工業の復興及び経営再建に対する継続的な支援

【復興庁再掲】

今回の震災では、漁船、漁具、養殖施設及び水産加工業者等が保有する施設等、多くの生産基盤が壊滅的な被害を受けました。これまで、被災を受けた漁船の復旧、施設の修繕及び整備のための支援策が講じられており、漁業、養殖業及び水産加工業の生産が再開されているものの、事業の進捗に遅れが見られたことから、継続的な支援が求められています。また、震災により一時的に生産活動が停止したことや福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害等により、水産物の市場において他産地の生産物にシェアを奪われる状況が見られており、施設の復旧だけでなく販路の確保や新たな販売促進対策も求められています。

つきましては、水産業の復興及び経営の再建に対する総合的な支援策を継続して講じるよう求めます。

9 海岸保全施設整備に係る十分かつ確実な予算の確保

【復興庁、総務省再掲】

東日本大震災の発生により、多くの県民が一瞬にして家族や家や仕事を失うこととなった本県にとって、十分な津波防護効果を発揮するため、連続した海岸の整備は最重要課題です。

漁港区域内の既存の防潮堤（海岸保全施設）は、大地震や大津波により壊滅的な被害を受け、災害復旧事業により平成 27 年度をめどに復旧することとされていますが、漁港区域内には、これまで防潮堤が設置されていない区間も相当存在しているため、新たな防

潮堤の整備が必要不可欠です。

この区間の整備を行うため、平成 25 年度の国の予算では、地方負担を伴わない「農山漁村地域整備交付金（復興枠）」が計上されておりますが、平成 26 年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保するよう求めます。また、この区間においては、新たに海岸保全区域の指定が必要となりますが、県で負担することとなる指定に係る調査等の費用についても、地方負担の生じない措置を講じるよう求めます。

10 中小企業の経営安定のための対策の着実な実施

【内閣府，復興庁，経済産業省再掲】

県内の中小企業の多くは、東日本大震災による被災や原発事故に伴う風評被害により販路を喪失しており、その回復が大きな経営課題となっています。また、急激な為替変動による原材料費などの高騰に加え、今後予定されている電力料金の値上げによる製造コストの増加は、事業者の経営環境に大きな影響を及ぼすものと心配されております。さらに、来年 4 月に予定されている消費税率の引上げによる適正な転嫁の確保については、先頃、特別措置法が可決成立しましたが、県内の製造事業者からは小売事業者による転嫁拒否等を不安視する声が寄せられています。

このことから、国においては、被災事業者等の早期の復興を加速する観点からも、引き続き販路回復・開拓のための対策を着実に実施するとともに、消費税の適正な転嫁が確保されるよう万全の対策を講じることを求めます。

<経済産業省関係>

1 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，国土交通省，環境省再掲】

本県においては，平成 25 年度への繰越事業費が大きく膨らんでおり，現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが，復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかし，災害復旧事業等では資材や人手不足による入札不調などで，また，被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な不可欠な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより，相当数の事業が繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

これまで事故繰越手続きの簡素化を図っていただいたところですが，更に復旧・復興の取組を着実に推進できるよう，やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業については，事故繰越を定める財政法第 42 条及び地方自治法第 220 条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と，1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認について，特別の措置を講じられるよう求めます。また，事故繰越の複数回承認等が認められない場合には，復旧・復興事業を切れ目なく継続するため，各種手続きの一層の簡素化に加え，必要となる予算の再予算化とともに，現在と同様の財政支援措置を講じられるよう求めます。

なお，官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業については，平成 24 年度の手続において，事故繰越承認手続の作業の省力化が図られたところですが，本年度においても，依然として事故繰越承認手続を必要とする事業が多数見込まれることから，継続して省力化の措置を講じられるよう求めます。

2 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の運用等

【復興庁再掲】

国の平成 25 年度予算において，東日本大震災で甚大な被害を受けた津波浸水地域と福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域等を対象とした，「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」が措置されています。

しかしながら，津波被害の甚大な市町では，既存の工業団地が仮設住宅用地として提供されていること，また新たなまちづくり計画において，工業系用地の整備が計画されていても，土地のかさ上げや区画整理等に相当の時間を要することなどの理由により，即座に企業向けに事業用地を分譲できない状況が続いています。

復興を果たすためには企業立地と雇用創出が不可欠であることから，復興が遅れる地域への立地に対しても確実に交付されるよう，本補助制度の期間を 10 年間とするよう求めます。また，甚大な被害を受けた沿岸市町においては，企業立地のための新たな事業用地の整備が必要なことから，事業用地の先行造成を行うための復興交付金の措置や新

たな制度による財政的な支援を行うとともに、手続に係る要件の緩和を求めます。

さらに、沿岸市町の住民の雇用の受皿を早急に創出するため、補助対象地域として、内陸の市町村も加えて県内全域を対象とするよう求めます。

3 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

(1) 出荷制限指示を受けた県産農林水産物への対応

イ 生産者等への十分かつ迅速な賠償の実施

【復興庁，文部科学省，農林水産省再掲】

放射性物質の汚染により出荷制限指示等を受けた本県の農林水産物や加工食品については、これまで再三にわたり損害賠償の対象とするよう東京電力に対し要請してきたにもかかわらず、適切に実行されていません。

東京電力による損害の判定は、依然としてしゃくし定規であり、賠償が合意されない項目も多く、また、現在行われている損害賠償手続は、被害額を確定するために要求される証明書類が膨大かつ難解であり、被害者である生産者や事業者にも多大な負担を強いています。

さらに、賠償の支払が速やかになされないため、生産者や事業者が一旦費用を負担することとなり、資金繰りにも多大な影響を及ぼしています。

つきましては、国においては、原発事故の影響により苦しむ生産者や事業者の立場に立って、これまでの東京電力の不誠実な対応を重く認識し、東京電力に対して、審査の簡素化・迅速化も含め、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、東京電力が十分な支払に応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も含め、生産者等の負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

ロ 出荷制限解除への対応

【文部科学省，厚生労働省，農林水産省再掲】

放射性物質検査は食品衛生法に基づき行われ、流通品を対象に実施されています。本県農林水産物では、農産物3品目、畜産物1品目、林産物6品目及び水産物6品目で出荷制限指示を受けており、出荷制限の解除に当たっては、政府の原子力災害対策本部から「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が示されています。

しかし、その基準や運用は品目によっては不明確な点が多く、さらには、出荷時期等が限定されているものもあり、出荷制限解除に向けた具体的な取組にも多大な影響が生じていることから、国においては、出荷制限解除に当たり、より具体的な基準を明示するとともに、技術的知見の提供や解除に向けた手法を明示するよう求めます。また、米については、本県では平成24年産米の自家消費米から基準値を超過するものが確認されたことから、当該旧市町村（昭和25年次）の全量

検査及び近隣旧市町村の全戸検査を実施し、結果、基準値を超過したものは当初検出された自家消費米の生産ほ場のみと局所的であったものの、平成25年産米は当該旧市町村の全域を対象に出荷制限が指示されています。農林水産物の品目により、基準値を超える状況には様々な形態があることから、出荷制限やその解除等の方針の決定に当たっては、地域の実情を把握している関係自治体等の意見も聴取した上で、近隣の検査結果や生産環境などを十分に考慮し、例えば、制限・解除の区域や検査の方法についても、合理的な範囲で限定的な対応ができるなど、より柔軟な運用が行えるよう見直しを求めます。

(2) 風評被害に対する十分かつ迅速な賠償の実施

県産農林水産物に対する十分かつ迅速な賠償の実施

【復興庁，文部科学省，農林水産省再掲】

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第三次追補が示され、きのこ類・山菜類など、多くの本県産農林水産物の風評被害が損害賠償の対象として認められました。

今後、国においては、東京電力が中間指針に明示された重みを認識し、事故以前の伝票提出など被害者側に証拠を求める消極的な対応を行うのではなく、原発事故の原因者である責任を認識し自覚させ、生産者や事業者の立場に立って、手続を簡素化するとともに、十分に確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

なお、東京電力が十分な支払に応じない場合においては、生産者や事業者の負担を軽減するため、国において、補助制度のあるものは拡充も含め、生産者等の負担が生じない形で、あらゆる損害に対して、国直接の経済的支援措置も視野に入れた検討を行うよう求めます。

(3) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援

イ 放射性物質検査に要した経費の賠償と検査体制の確立

【厚生労働省，農林水産省再掲】

国においては、放射性物質検査に必要な検査機器の整備や検査の実施に係る費用について、東京電力に対し、十分に確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、本県が実施している出荷牛全頭の放射性物質検査については、食肉の安全性確保と検査の効率性の観点から、国が責任を持って、食肉衛生検査と一体となった検査体制を早急に確立するよう求めます。

ロ 港湾の放射線対策に要した費用の迅速な賠償

【文部科学省，国土交通省再掲】

福島第一原子力発電所事故に伴う港湾における放射線等の対策として、貨物等の放射線線量の測定や海水の放射能の測定等を行うため県等が要した経費（測定機器等の購入及び検査経費のほか、除染及び除染に伴い生じた廃棄物の保管・処分等に係る経費等）については、既に対応した経費を含め、全額を国庫負担又は、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで、東京電力に対して、十分に確実、迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

加えて、港湾運送事業者等が福島第一原子力発電所事故に起因して要した経費や損害についても、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで、東京電力に対して、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

ハ 海洋への汚染水の流出防止対策

【復興庁，農林水産省，環境省再掲】

放射性物質の海洋への放出・流出により、本県沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が心配されることから、将来にわたり、徹底した施設設備の管理を図り、今後一切放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出・流出がないよう東京電力を指導・監督するとともに、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように、国として万全の対策を講じるよう求めます。

加えて、増加し続ける汚染水の処理及び貯蔵方法については、抜本的な対策が講じられるよう、国による東京電力に対する強い指導を求めます。

ニ 経営再開等に向けた生産者支援

【復興庁，農林水産省再掲】

安全な特用林産物を供給するための施設整備など、放射性物質の影響により新たに必要となった対策については、国において東京電力に対し、生産者等が対策に要した費用について賠償対象の基準として認め、十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。また、特用林産施設等体制整備事業については、経営体力が低下している生産者の負担軽減のため、全額国庫による支援とすること、及び個人経営者や企業も補助対象とするよう求めます。

ホ 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，環境省再掲】

地方自治体の被害対策経費に係る損害賠償について、東京電力では、下水道・上水道事業における汚泥等の測定・保管費用や食品衛生法に基づく食品検査など、政府指示等により負担を余儀なくされた業務に限定して賠償請求に応じています。一方で、空間線量の測定や健康影響調査、食品の持込検査など、住民の不安解消のために地方自治体が自発的に実施する被害対策のほとんどが賠償の対象外となっているか、又は対象期間が制限されており、十分な賠償が期待できないため、国において、地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し、原子力損害の賠償範囲として明確に示すよう求めます。また、本県では被害対策経費の請求に当たり、震災復興特別交付税充当分を含めて請求することとしていますが、賠償がなされた場合には交付税相当分の返納が生じるため、損害賠償請求事務がより一層煩雑となることから、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し東京電力に求償する制度の創設を求めます。

4 中小企業等グループ施設等復旧整備事業における財政支援の継続等

沿岸部では、今後、地盤のかさ上げ等の産業基盤の復旧が完了した後に、本格的に復旧に着手する事業者が依然として残されており、こうした事業者に対する継続的な支援が必要です。また、平成 25 年度から商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業が追加され、沿岸部の復興まちづくりと一体となった商業機能の整備に向けて、本事業の活用が期待されますが、住宅の高台移転等の市街地整備には、なお、かなりの期間を要することから、被災地の復旧段階に応じた継続的な支援が求められています。

一方、各地域では、多くのグループが既に認定を受け、新たに認定に至るグループを組成することが困難になってきています。

この状況を踏まえ、今後とも、被災事業者が復旧のために必要な支援が受けられるよう、グループ補助金について、制度の改善を図った上で、平成 26 年度以降の継続的な実施又は被災地域の実情に応じた新たな支援制度の創設を求めます。また、予算の繰越しについては、地域の復旧の進捗状況により、補助事業の完了まで長期間を要することも見込まれることから、1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認について、特別の措置を講じられるよう求めます。

なお、特別の措置が認められない場合には、事業者が安心して補助事業を実施できるよう、再交付手続又は基金化等の必要な財政措置を講じるよう求めます。

さらに、沿岸部の商工会についても、移転先のめどが立たないなどの理由により、事業着手までに時間を要することから、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業の継続的な実施を求めます。

5 金融対策に係る支援の継続

被災地においては依然として多くの中小企業者が厳しい経営状況にあり、資金調達の円滑化を今後も推進する必要があることから、「東日本大震災復興緊急保証」及び「東日本大震災復興特別貸付」を平成 26 年度以降も引き続き実施されるよう求めます。また、信用補完制度の円滑な運営には、信用保証協会の経営基盤の安定が不可欠ですが、今後、代位弁済による財政負担の増加が心配されることから、信用保証協会の損失を補償する全国信用保証協会連合会基金や信用保証協会の制度改革促進基金への造成費補助を拡充するなど、信用保証協会の経営基盤の安定・強化に引き続き配慮するよう求めます。

6 二重債務問題対策に係る支援の継続

【復興庁再掲】

宮城産業復興機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による本県中小企業者に係る債権買取は、平成 25 年 3 月末現在で合わせて 121 件にとどまっており、二重債務問題への対策をこれまで以上に強力で推進する必要があります。

つきましては、二重債務対策が円滑に行われるよう、引き続き国による支援を求めます。

7 中小企業の経営安定のための対策の着実な実施

【内閣府，復興庁，農林水産省再掲】

県内の中小企業の多くは、東日本大震災による被災や原発事故に伴う風評被害により販路を喪失しており、その回復が大きな経営課題となっています。また、急激な為替変動による原材料費などの高騰に加え、今後予定されている電力料金の値上げによる製造コストの増加は、事業者の経営環境に大きな影響を及ぼすものと心配されております。さらに、来年4月に予定されている消費税率の引上げによる適正な転嫁の確保については、先頃、特別措置法が可決成立しましたが、県内の製造事業者からは小売事業者による転嫁拒否等を不安視する声が寄せられています。

このことから、国においては、被災事業者等の早期の復興を加速する観点からも、引き続き販路回復・開拓のための対策を着実に実施するとともに、消費税の適正な転嫁が確保されるよう万全の対策を講じることを求めます。

8 仮設施設の解体撤去に伴う市町の財政負担の軽減

【復興庁，総務省再掲】

中小企業者の事業継続支援策として独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施している仮設施設整備事業により、県内14市町137か所（平成25年4月30日現在。建設中を含む。）に仮設店舗や仮設工場が整備されており、土地かさ上げ等のためすぐに本復旧できない事業者の事業継続に大きな効果を発揮しているところです。

しかし、これらの仮設施設は中小企業基盤整備機構から市町に無償譲渡され、将来の解体撤去は市町が行うことになることから、市町では大きな財政負担が生じることが課題となっております。

つきましては、市町が仮設施設の解体撤去を行う際の財政負担の軽減について、対策を講じられるよう求めます。

9 工業用水道施設の緊急施設更新・耐震化事業の予算化

本県の工業用水道施設の中には、耐震化が必要な施設が多くあり、今後も計画的（平成34年度まで）に耐震化を図る必要があります。しかしながら、一方で「工業用水道施設の緊急施設更新・耐震化事業」に係る今後の予算化については確約されておらず、今後本県として当該耐震化に必要な費用約20億円の捻出が心配されております。

つきましては、平成26年度以降も事業量に合わせ、十分かつ確実に予算を確保されるよう求めるとともに、耐震化を加速するため、当該事業の補助率（補助対象事業費1/3以内）について、激甚災害復旧事業に関する補助の補助率に準じるよう求めます。

10 再生可能エネルギーを活用したスマートシティの形成

現在、本県では復興に向けてのまちづくりが始まろうとしています。県土の再構築に当たり、まちづくりに再生可能エネルギーを活用するスマートシティの形成が重要なテーマとなっています。また、震災前から過疎化や少子高齢化などの課題を抱えていた被災地域において、スマートシティの形成を先導していくことは、復興という位置付けだけでなく、我が国の将来にとっても大きな意義を持つものだと考えます。

県内の市町村では、これまで国の補助金を活用したプラン策定などの取組が始まっており、県では被災市町とともに「みやぎスマートシティ連絡会議」を設置し、その形成に向けた共通認識の醸成や課題整理などを行っているところです。

しかし、被災地域でのスマートシティの形成は前例のない取組であることから、国においては、エネルギー政策や再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域社会づくりに向けて、確固たる方針や将来像を示していただくとともに、民間活力の導入促進に向けた環境整備を図るなど、被災地域の取組に対して財政措置を含めた継続的かつ十分な支援を行うよう求めます。

11 住宅用太陽光発電導入支援のための補助制度の継続

現在、住宅用の太陽光発電導入に当たっては、国の平成23年度第三次補正予算により造成された「住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金」を基に、一般社団法人太陽光発電協会が、導入に係る補助事業を実施していますが、当該基金の運用は、平成25年度で終了すると聞いています。

一方で、被災地域のまちづくりは始まったばかりであり、復興に向けての住宅建設が今後本格化するほか、既築の住宅への需要も見込まれる状況です。また、現在、システム設置に要する費用は下落傾向にはあるものの、設置経費に対する個人負担は依然として大きく、一層の太陽光発電の普及拡大を図り、平常時に加え災害時への電力供給の確保、及び被災地での雇用並びに関連産業の活性化を図るためには、当該補助事業の継続が必要です。

つきましては、平成26年度以降も、当該基金を造成・運用され、事業を継続されるよう求めます。

<国土交通省関係>

1 広域防災拠点の整備

【内閣府，復興庁，総務省再掲】

広域災害に対して，救援物資の中継や後方支援などの機能のほか，直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を設置するとともに，国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう，首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備するよう求めます。また，都道府県単位で広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用される広域防災機能を整備する場合に財政支援措置を講じられるよう求めます。

2 災害公営住宅及び公営住宅の整備等に係る財政措置

公営住宅及び災害公営住宅の国庫補助等対象額の算定基礎となる標準建設費については，人件費・資材単価等の値上がりが続いているため，標準建設費の増額と特例加算額の引上げ及び適用の拡大を求めます。また，災害公営住宅の整備に当たり，現行制度では，「災害公営住宅の用地取得造成については，平成 25 年度までの歳出予算に係る国の補助を受けるものに限る」とされていますが，平成 25 年度中に災害公営住宅の用地取得のめどが立たない地区が発生することが想定されるため，平成 26 年度以降も国庫補助を継続していただけるよう求めます。

あわせて，被災者の安定した生活環境を早期に整備するためにも，災害公営住宅整備事業に係る効果促進事業費の一括配分など，復興交付金交付事務の簡素化を求めるとともに，継続的な予算の確保を求めます。

3 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

(1) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援 港湾の放射線対策に要した費用の迅速な賠償

【文部科学省，経済産業省再掲】

福島第一原子力発電所事故に伴う港湾における放射線等の対策として，貨物等の放射線線量の測定や海水の放射能の測定等を行うため県等が要した経費（測定機器等の購入及び検査経費のほか，除染及び除染に伴い生じた廃棄物の保管・処分等に係る経費等）については，既に対応した経費を含め，全額を国庫負担又は原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで，東京電力に対して，十分で確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

加えて、港湾運送事業者等が福島第一原発事故に起因して要した経費や損害についても、原子力損害賠償紛争審査会が定める指針に明示することで、東京電力に対して、十分に確実かつ迅速な賠償の実行を強く指導するよう求めます。

4 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，環境省再掲】

本県においては、平成 25 年度への繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかし、災害復旧事業等では資材や人手不足による入札不調などで、また、被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な不可欠な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより、相当数の事業が繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

これまで事故繰越手続の簡素化を図っていただいたところですが、更に復旧・復興の取組を着実に推進できるよう、やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業については、事故繰越を定める財政法第 42 条及び地方自治法第 220 条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と、1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認について、特別の措置を講じられるよう求めます。また、事故繰越の複数回承認等が認められない場合には、復旧・復興事業を切れ目なく継続するため、各種手続の一層の簡素化に加え、必要となる予算の再予算化とともに、現在と同様の財政支援措置を講じられるよう求めます。

なお、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業については、平成 24 年度の手続において、事故繰越承認手続の作業の省力化が図られたところですが、本年度においても、依然として事故繰越承認手続を必要とする事業が多数見込まれることから、継続して省力化の措置を講じられるよう求めます。

5 復旧・復興事業における施工確保

(1) 実勢価格を反映できる積算手法の設定

イ 実勢価格を反映した設計労務単価の改定

設計労務単価については、平成 25 年 4 月に単価改定がされたところですが、国が示した「設計労務単価の 3 か月ごとの見直し」の確実な実施を求めます。

ロ スライド額算定事務の簡素化

「単品スライド」は資材の購入実績を証明する資料を必要とし、発注者及び受注者ともに煩雑な事務処理に膨大な労力と時間を要することから、スライド算定事務の簡素化を図るための仕組みを検討していただくよう求めます。

ハ 作業効率に応じた歩掛等の補正

労働者の確保や生コンクリートなどの資材調達難により著しい施工効率の低下

と工期延期を余儀なくされ、標準歩掛と実態とかけ離れていることから「日当たり作業量の補正」や「工期延伸に伴う費用の計上」など、実態を反映できる工事費算定の仕組みを設けていただくよう求めます。

(2) 作業員の宿舎対策支援

先頃、作業員宿舎の設置に関する積算方法等の試行が示されたところではありますが、具体的な運用が示されていないため適用できない状況となっていることから、早急に運用を定めていただくとともに、受注者が設置する際の初期費用に対し助成（債務保証）などの支援制度を設けていただくよう求めます。

(3) 資材確保のための支援

イ プラント設置に係る補助制度等の新設

生コンクリートの安定供給を確保するため、公共工事向け専用の仮設プラントの設置を検討しておりますが、その費用を確保するため、生コンクリートの価格として工事費への計上を認めていただくよう求めます。

ロ 土砂及び骨材等の広域調達支援

堤防や地盤かさ上げのための土砂、生コンクリートの材料となる骨材や海岸工事における捨石などの安定的な供給を図るため、広域的な調達方法や、ストックヤードの確保について予算も含めた支援を求めます。

6 防災道路ネットワークの整備促進及び必要な予算の確保並びに継続的な財政支援

東日本大震災では、三陸縦貫自動車道などの高規格道路等の広域道路網が「命の道」として重要な役割を果たすとともに、「道の駅」や高速道路のサービスエリア等が救援物資輸送や復旧の拠点として有効に機能し、その重要性が改めて認識されたところであります。

本県では、今回の震災の教訓を踏まえ、沿岸部の縦軸や沿岸部と内陸部を結ぶ東西連携を強化する幹線道路網の整備を進めるとともに、「道の駅」や高速道路のサービスエリアについて防災機能の強化を図り、港湾や空港などの広域物流拠点と連携し、陸・海・空一体となった防災道路ネットワークの構築を重点的に進めることとしております。

一方、既存のネットワーク上の橋りょうやトンネルなどの構造物については、急速に進む老朽化に対応するため、「みやぎ型ストックマネジメント」の理念に基づき、道路ストックの維持管理・更新及び長寿命化対策などの予防保全対策を推進することとしております。

つきましては、震災からの早期復興及び富県宮城を推進するため、特に次に示す事業について重点的に整備を推進するとともに、内陸部も含めた、県全体の整備に必要な予算の確保及び、直轄負担金の減免や補助事業の国庫支出金のかさ上げなど、長期にわたる財政支援を講じられるよう求めます。

- (1) 高規格幹線道路の整備促進
 - イ 三陸縦貫自動車道を含む三陸沿岸道路の未整備区間の整備促進
 - ロ 石巻矢本道路の4車線化の整備促進
 - ハ (仮) 多賀城 I C を含む仙塩道路4車線化の整備促進
 - ニ 石巻北 I C の整備促進
 - ホ 仙台松島有料道路(宮城県道路公社管理)4車線の整備支援
 - へ 仙台北部道路の4車線化の早期事業化
 - ト 常磐自動車道の整備促進
- (2) 地域高規格道路の整備促進
 - イ みやぎ県北高速幹線道路(Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期区間)の整備支援
 - ロ 石巻新庄道路の計画路線への早期指定及び事業化
- (3) 県際道路等の整備促進
 - イ 国道108号花刈山バイパス(直轄権限代行事業)の整備促進
 - ロ 国道108号古川東バイパスの整備促進
 - ハ 国道108号石巻河南地区の復興支援道路としての平成26年度新規事業化
 - ニ 国道115号阿武隈東道路の整備促進
 - ホ 国道347号の整備支援
 - へ 国道349号の国直轄事業による早期事業化
 - ト 国道398号の防災対策の強化支援
 - チ 県道岩沼蔵王線の整備支援
- (4) 離島関連事業の整備支援
 - 大島架橋及び県道大島浪板線の整備支援
- (5) スマートインターチェンジの整備促進
 - (仮称)名取中央スマートIC(名取市), (仮称)亶理PAスマートIC(亶理町)及び(仮称)坂元スマートIC(山元町)
- (6) 道の駅や高速道路のサービスエリア等の防災拠点化
 - イ 道の駅の防災機能の強化への整備支援
 - ロ 高速道路のサービスエリアの防災機能の強化及び新たな施設整備
- (7) 道路ストックの維持管理・更新及び予防保全対策に要する必要な予算の確保

7 地盤沈下等に伴う水害リスク増大に関する対策

東日本大震災により広域的な地盤沈下が生じたことで、沿岸域の治水安全度が低下していることや近年の気象の変化などから、上下流一体となった総合的な治水対策を推進する必要があります。

このため、川内沢ダム及び筒砂子ダムについては、ダム検証を早期に完了し、速やかに事業推進が図られるよう求めます。また、災害復旧事業や復興関連事業はもとより、

その他の河川改修や河川総合開発事業の円滑な推進のため、現行国庫支出金交付率の大幅なかさ上げや総合的な洪水防御対策に係る国直轄事業における負担金の免除を求めます。

8 公共土木施設の災害復旧費に係る地方負担の免除

現行制度上、公共土木施設の災害復旧費に対しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により 2/3 の国庫負担があり、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により更に 2 割程度のかさ上げが可能となっています。

このたびの震災では、沿岸部を中心に公共土木施設も壊滅的な被害を受けており、現行の国庫負担率では地方負担が過大なることを考慮していただき、平成 25 年度までの地方負担については震災復興特別交付税の対象となりました。引き続き、平成 26 年度以降の災害復旧事業期間中についても、継続して実施するよう求めます。

9 災害復旧事業の推進に係る業務委託費の確保

災害復旧に係る膨大な事業を実施するため、マンパワー不足は最も深刻な問題の一つです。

今後本格化する用地関係業務や工事関係業務を確実に推進していくためには、今以上のマンパワーが必要となりますが、地方自治法による県外からの派遣や期限付任用等により職員数を確保するにも限度があるため、業務を外部委託することでマンパワー不足を補わなければなりません。

しかしながら、災害復旧事業においては、これら外部委託に係る費用が確保されていないことから、業務委託が可能となる事業費の確保を求めます。

10 震災からの復旧・復興に向けた社会資本整備に係る財政支援の継続

【復興庁再掲】

震災からの復旧・復興に向けた社会資本整備につきましては、災害復旧事業や社会資本整備総合交付金復興枠をはじめとした復興関連予算により、被災地への支援をいただいております。大変感謝しているところです。

しかしながら、被災地のまちづくりに係る計画、住民合意形成に要する時間や大規模な事業が被災地に集中することによる発注者及び受注者双方のマンパワー不足等様々な課題に拍車が掛かり、平成 27 年度までの集中復興期間終了までに、全ての事業を完了させることは難しい状況にあります。

つきましては、現在の財政支援を可能な限り拡充の上、平成 26 年度はもとより、国の集中復興期間を延長して実施することとし、そのための十分な予算措置を確実に講じることを求めます。

あわせて、災害復旧事業についても、事業完了まで十分な予算措置を確実に講じることを求めます。

1 1 地域産業の復興を支える海上物流拠点である港湾の整備促進

現在、県内の各港においては、東日本大震災からの早期復旧・復興と一層の発展を目指し、災害復旧事業や復興事業等により各港湾機能の再生と強化を重点的に進めています。特に、東北唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港では、近年の貨物量の増加に伴い、船舶数の増加や物流コストを低減するための船舶の大型化などが進められており、新たなふ頭整備や防波堤の拡充など、荷役効率向上のための機能強化が急務となっています。

港湾の復旧、整備促進は、高速道路や空港と並び、今回の大震災で疲弊した地域産業の復興や新たな産業の集積・振興の基盤として必要不可欠です。

さらに、今回の大震災を教訓として、津波による港湾取扱貨物の流出防止や緊急輸送路をはじめとする物流機能の継続性の確保など臨海部産業と住民の暮らしを守るための災害に強い臨港地区の形成も港湾行政の喫緊の課題となっています。

つきましては、これらの課題に迅速に対応し、本県及び東北地方の震災からの復興・発展や富県宮城の実現を強力に推し進めるため、下記の施策を着実に進められることを求めます。

- (1) 仙台塩釜港（仙台港区）高松ふ頭（水深 14m）の整備促進
- (2) 仙台塩釜港（石巻港区）防波堤（南）・（西）整備事業の促進
- (3) 災害に強い臨港地区の形成に向けた津波対策等の推進

また、加速的な施設整備の進捗に伴い、県の財政負担が大幅に増加していることから、直轄負担金の減免や補助事業の国庫支出金交付率のかさ上げに加え、復興事業と一体となって県が実施する港湾施設整備事業（港湾関係起債事業）において、「東日本大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業」と同様に一般会計からの繰出しを認めるとともに、繰出しに対する特別交付税措置を講ずるなど、県財政負担を軽減する措置を引き続き講じられるよう求めます。

1 2 仙台空港を核とした地域活性化の推進

国においては、空港本体と空港ビル会社等の空港関連事業の経営を一体化させるとともに、運営を民間へ委託する空港経営改革の具体化が進められております。

こうした動きを踏まえ、本県では、震災からの本格復興を目指し、仙台空港を核とした地域の活性化に向け、官民連携による空港経営一体化や周辺開発の検討を進め、昨年10月に「仙台空港の経営改革に関する宮城県基本方針」を策定するとともに、今年3月には「仙台空港及び空港周辺地域の将来像」を取りまとめたところです。

つきましては、民間の経営手法を生かした機動的で柔軟な空港運営により、仙台空港

の魅力を一層高め、東北地方の復興を図るために、仙台空港の早期の経営一体化と空港経営改革の実現に向け、引き続き支援を求めます。

1 3 復興祈念施設の整備

東日本大震災は広域にわたり甚大な被害が生じた未曾有の大災害であることから、国と地方が連携して、犠牲者への追悼と鎮魂等を目的とした、復興祈念施設を整備するための検討・調査費が平成 25 年度政府予算に計上されたところです。

復興祈念施設の検討に当たっては、その施設規模や整備内容について、被災市町をはじめ県民の思いが十分くみ取られるよう配慮願うとともに、国内最大の被災地であり、国民が追悼や鎮魂及び津波災害の伝承を行う場として最もふさわしい石巻市南浜地区に、管理も含め全額国費で整備することを求めます。

さらに、各自治体による復興祈念公園の整備について、財政上の支援措置を講じられるよう求めます。

1 4 災害危険区域における災害復旧事業(都市公園)の柔軟な実施

【復興庁再掲】

災害復旧事業は、原則現位置に原形復旧することが原則となっているところですが、災害危険区域内における都市公園の公共施設の災害復旧については、市町のまちづくり復興計画を踏まえ、場所を変えて復旧する場合においても災害復旧事業又は復興交付金事業の対象となるよう制度を拡充されるよう求めます。

1 5 災害公営住宅用地取得に伴う譲渡所得の特別控除

本県では、平成 27 年度までに約 15,000 戸の災害公営住宅を整備する予定であり、現在 50 戸以上の災害公営住宅団地の用地取得については、譲渡所得 5,000 万円の特別控除が認められています。

しかし、50 戸未満の災害公営住宅団地の用地取得についても、被災者の安定した生活環境を早期に整備する必要があり、緊急性や公共性も高いことから、譲渡所得 5,000 万円の特別控除の対象とすることを求めます。

1 6 復旧・復興事業に係る道路補修費用に対する支援

【復興庁再掲】

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、沿岸部における防潮堤の整備や沈下した地盤のかさ上げなどに大量の盛土材が必要であり、その確保については、震災廃棄物の活用や広域的な事業間調整はもちろんのこと、主として土取場からの調達に頼らざるを得ない状況にあります。

このため、本県内陸部の土取場周辺をはじめ、建設資材輸送路となる道路については、資材運搬車両の増加に伴う損傷が激しく、一般車両への影響はもとより、騒音や粉じん等、沿道住民の生活環境にも支障を来す事態となっており、道路管理者である市町においては、通常の道路管理予算では対応できず、道路補修費用の確保が大きな課題となっております。

今後、復旧・復興事業が本格的に進む中、大型車交通量の一層の増加に伴い、道路損傷の一層の拡大が想定されることから、建設資材輸送路となる地方道の補修費用について、地方負担のない財政措置を求めます。

1.7 建築確認申請等手数料に係る減免措置に対する財政支援の継続

いまだ被災者の住宅再建には時間を要することから、被災者が建築主となって申請した建築確認申請等手数料を特定行政庁が減免した場合の減収分に対する震災復興特別交付税の措置及び建築確認検査を担う指定確認検査機関が同様に手数料を減免した場合に対して助成する東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業を、平成26年度以降においても継続して実施するとともに、そのための十分な予算措置を確実に講じることを求めます。

1.8 所有者不明土地の特別措置及び土地収用法に規定する事業認定手続の簡素化等

【復興庁、法務省再掲】

復旧・復興事業の円滑な推進のためには、早急な事業用地の確保が必要です。

このような状況において、所有者不明土地については、権利取得に多大な手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興事業の支障となることから、土地の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、被災市町が適切に管理が行えるよう特別措置を求めます。また、任意取得が困難な土地を早期に取得できるよう土地収用法に規定する事業認定手続において、みなし規定の拡大等を図るとともに、手続の簡素化及び処理の迅速化を講じることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図るよう求めます。

1.9 被災したJR各線の早期復旧への支援

【復興庁再掲】

東日本大震災で被災したJR各線のうち被害の大きい5路線（常磐線、仙石線、石巻線、気仙沼線及び大船渡線）については、現在もなお一部区間で運休を余儀なくされています。

被災地の復興には生活の足としての鉄道の復旧が不可欠であり、津波対策等を踏まえた地元自治体の新たなまちづくりと一体となった整備が課題となっております。

つきましては、鉄道路線のルート変更などが必要な場合には、原状での復旧に比べ事業費が多額となることから、東日本旅客鉄道株式会社がまちづくりと一体となった鉄道の復旧を行う場合に増加する事業費について、国が全額を支援するよう求めます。

20 被災した地域公共交通への支援の拡充

地域の生活交通手段であるバス事業者及び離島航路事業者は、東日本大震災により甚大な被害を受け、現在も厳しい経営を迫られています。

バス及び離島航路については、要件緩和などによる補助金の増額などが図られたところではありますが、引き続き利用者の減少などに伴う欠損額の増加が見込まれることから、地域指定を引き続き全県とするなどの事業の維持・拡充及び十分な予算の確保を求めます。また、沿岸被災市町においては、今後も復興の進捗状況に応じた交通ネットワークの見直しが必要となることから、特定被災地域公共交通調査事業の期間の延長を求めます。

<環境省関係>

1 福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応

(1) 放射能に汚染された廃棄物等の処理

本県は、福島県に隣接し、福島第一原子力発電所から飛散した放射性物質が県内に飛散したことから、放射性物質を含む稲わらや焼却灰等の処理が喫緊の課題となっております。

放射性物質を含んだ廃棄物の処理を促進するためには、国民が分かりやすく安心できる情報を提供することが必要であり、国が主導的な役割を果たすことを求めます。また、放射性物質を含んだ廃棄物の中間処理施設や最終処分場の設置などについては、国が主体的に県民に説明するとともに、国において早急に具体的な対応を行うよう求めます。

さらに、8,000Bq/Kg以下の農林業系汚染廃棄物を対象とする農林業系汚染廃棄物処理加速化事業については、汚染廃棄物の保管がひっ迫する一方で、処理がほとんど進んでいない状況であることから、事業実施期間を平成26年度以降も延長するとともに、汚染廃棄物の一時保管・管理経費や処理方法を決定するための実証試験に係る経費についても補助対象にするよう事業の拡充を求めます。

(2) 検査態勢・除染・吸収抑制対策等の充実強化と経営再開等に向けた生産者支援 イ 除染に係る対策

放射性物質により汚染された土壌などの除染については、国庫補助制度（放射線量低減対策特別緊急事業費補助金）により財政的な支援が講じられています。

しかし、住宅等の子どもの生活環境以外の施設では表土除去が認められないなど、必ずしも地域が必要とした除染経費全てが認められていないほか、市町の除染事業において、前金払で支出した経費の概算払請求が認められないなど、制度上の問題が除染の円滑な実施の妨げとなっていることから、補助金の柔軟な運用を求めます。また、除染の本格化に伴い、放射性物質を含む排水が河川に流出し、下流域や河口周辺海域に影響を与えることが心配されるため、引き続き、国直轄事業においては、河川への放射性物質の拡散防止対策を徹底するとともに、除染を実施する市町村に対しても拡散防止対策について適切な支援を行うよう求めます。

さらに、除染により生じた除去土壌について、処分基準を定める環境省令を早急に提示するとともに、その最終処分先の確保については、国が主体的に責任を持って対応するよう求めます。

ロ 森林や立木の汚染への対応

【復興庁，農林水産省再掲】

森林内の空間線量及び土壌や立木の放射性物質濃度を調査するモニタリングについては、福島県では県全域で国により実施されていますが、本県では国庫補助事業により、県が自ら実施しています。安全な特用林産物等の生産や消費者の安心を確保するためには、それらモニタリング調査は、本来、福島県と同様に国が実施すべきものであり、県内全域における詳細な現地での調査を継続的に実施するよう求めます。また、森林の除染対策とその効果については、いまだ不明な点が多いことから、国においては、十分な知見の集積と情報提供を図るとともに、地域の実情に応じて県が実施する森林の除染対策実証事業について、十分確実に進められるよう、必要な予算を確保するよう求めます。

ハ 海洋への汚染水の流出防止対策

【復興庁，農林水産省，経済産業省再掲】

放射性物質の海洋への放出・流出により、本県沿岸及び沖合海域への水産資源への影響が心配されることから、将来にわたり、徹底した施設設備の管理を図り、今後一切放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出・流出がないよう東京電力を指導・監督するとともに、陸域での除染作業により生じる排水が河川及び海洋に流出することがないように、国として万全の対策を講じるよう求めます。

加えて、増加し続ける汚染水の処理及び貯蔵方法については、抜本的な対策が講じられるよう、国による東京電力に対する強い指導を求めます。

ニ 放射線・放射能に係る意識啓発の充実強化及び調査研究の推進

【文部科学省再掲】

放射性物質による影響等について、国民一人一人が正確に理解し、不安を解消することができるよう、国においては、本県内に放射線・放射能に関する相談員を設置するほか、テレビコマーシャルや放射能情報誌の作成・配布をするなど、あらゆる広報の機会及び手段を通じ、責任を持って正しい知識の普及・啓発を積極的に図るよう求めます。

加えて、森林や河川の泥質の除染、水産物汚染防止など新たな課題の解決に向け、国の研究機関だけでなく民間や海外の研究機関との共同研究などにより、国の総力を挙げて、県民が受ける放射線量の低減に向けた先進的な調査研究に取り組むよう求めます。

ホ 自治体の被害対策経費に係る損害賠償

【内閣府，復興庁，総務省，文部科学省，経済産業省再掲】

地方自治体の被害対策経費に係る損害賠償について、東京電力では、下水道・上水道事業における汚泥等の測定・保管費用や食品衛生法に基づく食品検査など、政府指示等により負担を余儀なくされた業務に限定して賠償請求に応じています。一方で、空間線量の測定や健康影響調査、食品の持込検査など、住民の不安

解消のために地方自治体が自発的に実施する被害対策のほとんどが賠償の対象外となっているか、又は対象期間が制限されており、十分な賠償が期待できないため、国において、地方自治体の被害対策の実状を的確に把握し、原子力損害の賠償範囲として明確に示すよう求めます。また、本県では被害対策経費の請求に当たり、震災復興特別交付税充当分を含めて請求することとしていますが、賠償がなされた場合には交付税相当分の返納が生じるため、損害賠償請求事務がより一層煩雑となることから、地方自治体に代わって、国が被害対策経費を負担し東京電力に求償する制度の創設を求めます。

2 原子力防災体制の再構築

【内閣府再掲】

福島第一原子力発電所事故については、国の総力を挙げて早期収束を図るとともに、今後の原子力発電所に係る規制については、福島第一原子力発電所事故に係る検証結果を踏まえ、新規規制基準を制定し、万全な安全対策を早急に講じるよう求めます。また、東北電力女川原子力発電所周辺地域に対する原子力防災対策については、福島第一原子力発電所事故対応を通じた検証結果を踏まえ、関係機関が協議できる場所及び原子力防災に必要な設備や機材等を備えるなどの法律要件を満たした原子力防災対策センター（オフサイトセンター）を地域の実情に合わせ整備し、国の責任で万全な体制を構築するよう求めます。

さらに、震災で被災した東北電力女川原子力発電所周辺地域の安全確保のために不可欠な施設である宮城県原子力センターの再建に係る経費及び地方自治体が原子力防災に係る資機材を購入するための経費については、国において全額必要な予算を確保するよう求めます。

3 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

【復興庁，総務省，財務省，農林水産省，経済産業省，国土交通省再掲】

本県においては、平成 25 年度への繰越事業費が大きく膨らんでおり、現年度予算事業に加えて繰越事業を着実に実施することが、復旧・復興を進める上で非常に重要となっています。

しかし、災害復旧事業等では資材や人手不足による入札不調などで、また、被災企業が実施する「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等では施設復旧に必要な不可欠な地盤かさ上げ工事の遅れなどにより、相当数の事業が繰越年度内での完了が困難な状況となっています。

これまで事故繰越手続の簡素化を図っていただいたところですが、更に復旧・復興の取組を着実に推進できるよう、やむを得ず繰越年度内に完了しない各種事業については、事故繰越を定める財政法第 42 条及び地方自治法第 220 条の「年度内支出負担行為」等の要件緩和と、1 回限りとされている事故繰越の複数回の承認について、特別の措置を講

じられるよう求めます。また、事故繰越の複数回承認等が認められない場合には、復旧・復興事業を切れ目なく継続するため、各種手続の一層の簡素化に加え、必要となる予算の再予算化とともに、現在と同様の財政支援措置を講じられるよう求めます。

なお、官庁会計システム（ADAMS II）の入力作業については、平成 24 年度の手続において、事故繰越承認手続の作業の省力化が図られたところですが、本年度においても、依然として事故繰越承認手続を必要とする事業が多数見込まれることから、継続して省力化の措置を講じられるよう求めます。

予算措置等を求める要望書
(東日本大震災関連以外)

<内閣府関係> 89 ページ

- 1 地方分権の着実な推進(道州制の推進)【総務省, 財務省再掲】
 - (1) 真の分権型国家を実現するための地方分権の推進
 - (2) 国から地方への税財源の抜本的な移譲の推進
- 2 TPP交渉への対応【農林水産省再掲】
- 3 消費者行政活性化基金の実施期間の延長
- 4 少子化対策の推進【総務省, 厚生労働省再掲】
- 5 警察官の増員
- 6 交通安全施設等整備事業
- 7 警察力等の整備充実
 - (1) 捜査用車両の増強・整備
 - (2) 小型警ら車等の仕様変更と増強・整備

<総務省関係> 92 ページ

- 1 地方分権の着実な推進(道州制の推進)【内閣府, 財務省再掲】
 - (1) 真の分権型国家を実現するための地方分権の推進
 - (2) 国から地方への税財源の抜本的な移譲の推進
- 2 地方の財源確保
 - (1) 地方税財源の充実強化
 - イ 地方交付税総額の増額と地方財政計画の適正化
 - ロ 地方税体系の充実・強化
 - (2) 地方公務員給与について
 - (3) 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し
 - (4) 国と地方の協議の場の実効性ある運営
- 3 少子化対策の推進【内閣府, 厚生労働省再掲】

<財務省関係> 94 ページ

- 1 地方分権の着実な推進(道州制の推進)【内閣府, 総務省再掲】
 - (1) 真の分権型国家を実現するための地方分権の推進
 - (2) 国から地方への税財源の抜本的な移譲の推進

<文部科学省関係> 94 ページ

- 1 公立義務教育諸学校の教職員定数の改善

- 2 学校給食施設補助交付要綱の改正(基準面積の見直し)
- 3 私立学校の耐震化に対する支援の拡充

<厚生労働省関係> 95 ページ

- 1 地域医療対策の充実
 - (1) 地域医療対策の充実
 - (2) 医師確保対策の推進
- 2 少子化対策の推進【内閣府, 総務省再掲】
- 3 がん登録
- 4 難病対策に係る県超過負担の解消
- 5 若年者の雇用対策【経済産業省再掲】

<農林水産省関係> 97 ページ

- 1 TPP交渉への対応【内閣府再掲】
- 2 効率的かつ安定的な漁業経営の確立に向けた総合的支援の継続

<経済産業省関係> 97 ページ

- 1 若年者の雇用対策【厚生労働省再掲】

<国土交通省関係> 98 ページ

- 1 地域公共交通への支援の拡充
 - (1) 仙台市地下鉄東西線の整備促進の支援
 - (2) 市町村運行バス路線に対する補助制度の要件緩和
 - (3) 離島航路に対する補助制度の改善
 - (4) 第三セクター鉄道への支援

<内閣府関係>

1 地方分権の着実な推進(道州制の推進)

【総務省，財務省再掲】

(1) 真の分権型国家を実現するための地方分権の推進

都道府県や市町村が災害対応等に効果的・効率的に取り組めるようにするためには、権限と財源を国から地方へ大幅に移譲する地方分権を推し進め、内政に関する事務を地方が担うことができる体制を整備することが必要です。

義務付け・枠付けの見直しなどの地方分権改革については、地域の自己決定権の確立により国民生活の向上を図るものとして意義があることから、改革の理念に基づき推進させるよう求めます。

さらに、人口減少や超高齢社会の到来など、我が国が直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、国と地方の在り方を抜本的に見直し、地方分権型の道州制の導入が必要であることから、地方分権の究極の姿である道州制の早期実現に向けた検討を開始し、具体的な道筋を早期に提示するよう求めます。

(2) 国から地方への税財源の抜本的な移譲の推進

地方分権の観点からは、地方の財源確保は本来、地方への税財源の移譲によって実現されるべきものであることから、将来の税財源の抜本的な移譲を見据えた改革を推進するよう求めます。

2 TPP交渉への対応

【農林水産省再掲】

TPPに参加する場合に守るべき国益を強く認識し、それらの国益をどう守っていくのか、明確な方針を示すとともに、国内に対して十分な情報提供や説明を行い、広く国民の理解を得ることを求めます。また、その上で「聖域」の対象分野の設定など、国益を損なわないよう、しっかりとした対応を行っていくことを求めます。

特に、TPPへの参加による影響が大きいと思われる第一次産業においては、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化に向け、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を明らかにし、講じるよう求めます。

加えて、TPP交渉参加に当たっては、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないよう、十分に配慮することを求めます。

3 消費者行政活性化基金の実施期間の延長

近年、高度情報化の進展や社会経済の国際化、本格的な高齢化社会の到来など、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、消費者が安心して豊かな消費生活を営むことができる環境整備が喫緊の課題となっています。

本県では、国から交付された地方消費者行政活性化交付金等により基金を造成し、これを原資として県及び県内市町村における消費者行政の充実・強化を図っているところです。

しかしながら、基金の取崩しの期限が平成 25 年度までとされており、期限の到来により、これまでに基金を活用して整備してきた消費者生活相談体制の維持や一層の機能強化を図ることが困難な状況となり、県事業のみならず、住民に身近な市町村での体制整備に大きな支障を及ぼすことから、基金の活用期間の一層の延長措置及び必要な経費に対する財政的支援を求めます。

4 少子化対策の推進

【総務省、厚生労働省再掲】

地方自治体においては、安心して子どもを産み育てることができる地域社会の実現を目指し、「次世代育成支援行動計画」関連施策を展開していますが、多額の財政負担が大きな課題となっていることから、地方が必要とする財源を確保するとともに、平成 27 年度に本格実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」の運用に当たっては、地方に新たな財源負担が生じないように求めます。また、乳幼児医療費助成制度については、全国の自治体が一般財源により、いわば国の医療制度を補完する形で実施されている現状から、社会保障制度の一環として国が責任を持って乳幼児医療費助成制度を早期に創設するとともに、地方単独事業で実施している現物給付方式による乳幼児医療費助成制度に対する国民健康保険国庫負担金の減額調整措置については、直ちに廃止されるよう求めます。

5 警察官の増員

宮城県の刑法犯認知件数は、平成 14 年以降減少傾向にありますが、平成 24 年中は、県民が強く不安を感じる強盗、性犯罪等の重要犯罪が増加したほか、重大事件へと急転する可能性があるストーカー・DV 事案の相談件数も大幅に増加しています。また、震災復興の過程で生じる環境等の変化を悪用した犯罪の発生も心配されるなど、県民の治安に対する満足度は、残念ながら不十分と言わざるを得ない状況であり、依然として厳しい治安情勢にあることには変わりはありません。

このような中、本県警察には、震災対応の緊急増員として、本年度末までの期限付きで 175 人の増員がなされているものの、この増員を加味しても、本県警察官 1 人当たり

の負担人口は 593 人であり、全国平均の 496 人を 97 人も上回るなど、高負担であることに変わりはありません。

つきましては、現下の厳しい治安情勢に的確に対応し、県民が安心して暮らせる安全な社会を実現するために、警察活動の基盤である警察官の増員を平成 26 年度以降も求めます。

6 交通安全施設等整備事業

県内の交通事故発生状況については、発生件数 10,409 件、交通事故死者数は 64 人及び負傷者数は 13,319 人で、前年に比べ死者数は減少したものの、発生件数及び負傷者数は増加傾向にあり、政府目標（第 9 次交通安全基本計画）に基づく第 9 次宮城県交通安全計画に示されている、平成 27 年までに年間の交通事故死者数を 60 人以下、死傷者数を 11,000 人以下に抑えるという目標を達成することが厳しい状況となっています

現在、平成 24 年度を初年度とする第三次社会資本整備重点計画に従って、道路利用者のニーズを踏まえた交通環境の整備と仙台都市圏を中心とした都市交通対策を推進中ですが、県民が生活する上で、より安全で安心な道路環境を確立し、交通の円滑化及び交通事故抑止対策を強化するため、引き続き、交通管制センターの整備・充実や交通信号機の高度化改良といった交通安全施設の整備・充実を求めます。

7 警察力等の整備充実

(1) 捜査用車両の増強・整備

宮城県警察における警察官一人当たりの業務負担率を考慮し、平成 13 年度から、警察官の増員とともに警察用車両についても効果的な増強配置を実施して警察執行力の維持・強化を図っているところです。

近年の複雑・多様化する警察事象に迅速・適確に対応するためには、事案認知当初における早期段階での警察活動が、その後の捜査に大きな影響を及ぼしますが、現在の捜査活動部門への車両整備状況は、必ずしも十分とは言えない状況にあることから、捜査用車両の充実整備を図るよう求めます。

(2) 小型警ら車等の仕様変更と増強・整備

本県警察の顔として最前線で活動する交番・駐在所等の地域警察官による活動は、全ての警察事象の基礎ともいえるものです。

警察に対する県民のニーズは年々多様化しており、東日本大震災以降は、これまで以上に「地域安全センター」としての交番・駐在所機能の充実・強化が必要となってきました。特に、復旧途上にある被災地域及び冬期における山間部等での活動を維持・強化するためには、悪路走破や積雪地帯への対応が必須であることから、頑強な四輪駆動車の増強配備又は既存車両との交替を求めます。

<総務省関係>

1 地方分権の着実な推進(道州制の推進)

【内閣府，財務省再掲】

(1) 真の分権型国家を実現するための地方分権の推進

都道府県や市町村が災害対応等に効果的・効率的に取り組めるようにするためには、権限と財源を国から地方へ大幅に移譲する地方分権を推し進め、内政に関する事務を地方が担うことができる体制を整備することが必要です。

義務付け・枠付けの見直しなどの地方分権改革については、地域の自己決定権の確立により国民生活の向上を図るものとして意義があることから、改革の理念に基づき推進させるよう求めます。

さらに、人口減少や超高齢社会の到来など、我が国が直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、国と地方の在り方を抜本的に見直し、地方分権型の道州制の導入が必要であることから、地方分権の究極の姿である道州制の早期実現に向けた検討を開始し、具体的な道筋を早期に提示するよう求めます。

(2) 国から地方への税財源の抜本的な移譲の推進

地方分権の観点からは、地方の財源確保は本来、地方への税財源の移譲によって実現されるべきものであることから、将来の税財源の抜本的な移譲を見据えた改革を推進するよう求めます。

2 地方の財源確保

(1) 地方税財源の充実強化

イ 地方交付税総額の増額と地方財政計画の適正化

地方一般財源の確保に当たっては、地方の恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税も含めた地方一般財源総額の増額を図るよう求めます。また、地方財政計画において生じる財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、多額の臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定により国税5税の法定率を引き上げて対処するよう求めます。

加えて、地方財政計画の策定に当たっては、実態に即した税収を的確に見込むとともに、歳出においても、社会保障関係費のみならず、投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させるとともに、歳出特別枠等については、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置された

ものであることを踏まえ、単に国の歳出削減の目的で一方的な減額を行わないよう求めます。

ロ 地方税体系の充実・強化

今後確実に増加が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくため、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系を早期に構築するよう求めます。

(2) 地方公務員給与について

国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価することなく、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減した措置は、地方自治の根幹に関わる問題であり、今後こうしたことは絶対に行わないよう求めます。また、公務員の総人件費や給与適正化の在り方については、国・地方を通じた中長期的な行財政改革の中で考えるべきであり、今後ラスパイレス指数の在り方を含め、給与と手当の総合的な比較を行い、「国と地方の協議の場」等において十分協議を行うよう求めます。

(3) 経済危機対策等により創設した各種基金事業の見直し

基金事業の中には、長期的・継続的な取組が必要な事業もあることから、事業の実態に応じて期間の延長や基金の積増しを行うよう求めます。また、事業期間が終了した場合においても地方公共団体が継続して事業を実施できるよう、早急に関係法令等の整備を図るとともに、事業に伴う十分な財源措置を講じるよう求めます。

さらに、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能となるよう、要件の緩和を行うよう求めます。

(4) 国と地方の協議の場の実効性ある運営

地方負担の生じる制度改正、地方公務員給与の在り方等、地方に密接に関連する制度改革については、法制化された「国と地方の協議の場」を十分に活用して地方の意見を適切に反映させるとともに、一方的に地方への財政負担や事務負担を生じさせないよう配慮するよう求めます。また、国と地方の税財源の配分の在り方の検討等に当たっては、地方のこれまでの行財政改革を十分尊重するとともに、国・地方を通じた中長期的な行財政改革を前提とし、国の財政改革のみを優先した一方的な決定は行わないよう求めます。

3 少子化対策の推進

【内閣府，厚生労働省再掲】

地方自治体においては、安心して子どもを産み育てることができる地域社会の実現を目指し、「次世代育成支援行動計画」関連施策を展開していますが、多額の財政負担が大きな課題となっていることから、地方が必要とする財源を確保するとともに、平成 27

年度に本格実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」の運用に当たっては、地方に新たな財源負担が生じないように求めます。また、乳幼児医療費助成制度については、全国の自治体が一般財源により、いわば国の医療制度を補完する形で実施されている現状から、社会保障制度の一環として国が責任を持って乳幼児医療費助成制度を早期に創設するとともに、地方単独事業で実施している現物給付方式による乳幼児医療費助成制度に対する国民健康保険国庫負担金の減額調整措置については、直ちに廃止されるよう求めます。

<財務省関係>

1 地方分権の着実な推進(道州制の推進)

【内閣府，総務省再掲】

(1) 真の分権型国家を実現するための地方分権の推進

都道府県や市町村が災害対応等に効果的・効率的に取り組めるようにするためには、権限と財源を国から地方へ大幅に移譲する地方分権を推し進め、内政に関する事務を地方が担うことができる体制を整備することが必要です。

義務付け・枠付けの見直しなどの地方分権改革については、地域の自己決定権の確立により国民生活の向上を図るものとして意義があることから、改革の理念に基づき推進させるよう求めます。

さらに、人口減少や超高齢社会の到来など、我が国が直面する困難な課題に立ち向かっていくためには、国と地方の在り方を抜本的に見直し、地方分権型の道州制の導入が必要であることから、地方分権の究極の姿である道州制の早期実現に向けた検討を開始し、具体的な道筋を早期に提示するよう求めます。

(2) 国から地方への税財源の抜本的な移譲の推進

地方分権の観点からは、地方の財源確保は本来、地方への税財源の移譲によって実現されるべきものであることから、将来の税財源の抜本的な移譲を見据えた改革を推進するよう求めます。

<文部科学省関係>

1 公立義務教育諸学校の教職員定数の改善

新学習指導要領の円滑な実施や教員が一人一人の子どもと向き合う環境づくりなどの施策を確実に実施するため、35人以下学級を小学校第3学年以降の学年へ早期に拡大するとともに教職員定数の確保を着実に実施するよう求めます。また、これらの教職員に

係る給与費については、地方自治体に負担を転嫁することなく、義務教育に対する国の責務として必要な財源を確保するよう求めます。

2 学校給食施設補助交付要綱の改正(基準面積の見直し)

現在、市町村が学校給食施設（共同調理場）を整備する場合に、食育のための施設や食物アレルギー対応のための設備を設けると、現行の補助基準の面積では収まらない状況にあります。

基準面積を超えた分は補助対象外となり、市町村の財政負担が過大になっているため、現行の基準面積等の見直しを求めます。

3 私立学校の耐震化に対する支援の拡充

現在、私立学校の耐震化率は、公立学校に比較して、低い現状にあります。

生徒・児童の生命を守り、安全性の確保を図っていく上では、公立学校と同様の防災機能の強化が求められることから、私立学校の過重な負担を軽減しながら、学校全体として耐震化を進めていくため、現行の補助率の拡大と私立高等学校等における耐震改築工事を新たに補助対象とするよう求めます。

<厚生労働省関係>

1 地域医療対策の充実

(1) 地域医療対策の充実

イ 救急医療、周産期・小児医療、へき地医療等の地域医療体制の整備の取組に対する財政措置の充実・強化を図るため、医療提供体制推進事業費補助金について満額を措置するよう求めます。

ロ 地域医療再生臨時特例交付金について、実施期間の延長など弾力的な運用を図るよう求めます。

ハ 地域医療体制を担う医療機関の採算性を確保するために、診療報酬、補助金及び交付税を充実するよう求めます。

(2) 医師確保対策の推進

イ 医師の都市部への偏在を是正し、地方の自治体病院やへき地の診療所等の勤務医を確保するための実効性のある対策を講じるよう求めます。

ロ 医師不足が特に深刻な産科、小児科、救急などの医師数を増加するための実効性のある対策を講じるよう求めます。

2 少子化対策の推進

【内閣府，総務省再掲】

地方自治体においては，安心して子どもを産み育てることができる地域社会の実現を目指し，「次世代育成支援行動計画」関連施策を展開していますが，多額の財政負担が大きな課題となっていることから，地方が必要とする財源を確保するとともに，平成27年度に本格実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」の運用に当たっては，地方に新たな財源負担が生じないように求めます。また，乳幼児医療費助成制度については，全国の自治体が一般財源により，いわば国の医療制度を補完する形で実施されている現状から，社会保障制度の一環として国が責任を持って乳幼児医療費助成制度を早期に創設するとともに，地方単独事業で実施している現物給付方式による乳幼児医療費助成制度に対する国民健康保険国庫負担金の減額調整措置については，直ちに廃止されるよう求めます。

3 がん登録

がんの実態を把握し，がん対策の立案・評価及びがん治療の状況等の把握に必要な「がん登録」を統一して実施するため，法的整備と財政支援を含む制度の整備を図るよう求めます。

4 難病対策に係る県超過負担の解消

特定疾患治療研究事業については，平成25年1月27日付け「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方税の追加増収分等の取扱い等について」の三大臣合意に基づき，早期に法制化を行うことにより，地方の超過負担を解消するとともに，公平かつ安定的な仕組みを備えた，将来にわたり持続可能な制度とするよう求めます。

5 若年者の雇用対策

【経済産業省再掲】

若年者のためのワンストップセンター（通称：ジョブカフェ）において，新規学卒未就職者や早期離職者をはじめとする若年求職者やフリーター等若年者に対する雇用対策並びに地域及び中小企業の発展を支える人材の育成・確保並びに職場定着を推進するための事業に必要な予算を確保するよう求めます。

<農林水産省関係>

1 TPP交渉への対応

【内閣府再掲】

TPPに参加する場合に守るべき国益を強く認識し、それらの国益をどう守っていくのか、明確な方針を示すとともに、国内に対して十分な情報提供や説明を行い、広く国民の理解を得ることを求めます。また、その上で「聖域」の対象分野の設定など、国益を損なわないよう、しっかりとした対応を行っていくことを求めます。

特に、TPPへの参加による影響が大きいと思われる第一次産業においては、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化に向け、国の責任において、安定した財源の確保を含め、具体的かつ体系的な対策を明らかにし、講じるよう求めます。

加えて、TPP交渉参加に当たっては、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないように、十分に配慮することを求めます。

2 効率的かつ安定的な漁業経営の確立に向けた総合的支援の継続

水産資源の資源状況の悪化や魚価の低迷等、震災から生産活動を再開した漁業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。特に、最近では燃油価格が高騰し、経営は一層厳しさを増しており、その対策が求められています。

つきましては、効率的かつ安定的な漁業経営の支援等として、資源管理・漁業経営安定化対策、漁業経営セーフティーネット構築事業及び漁業構造改革総合対策事業等の施策が行われているところでありますが、継続的な支援とその拡充を求めます。

<経済産業省関係>

1 若年者の雇用対策

【厚生労働省再掲】

若年者のためのワンストップセンター（通称：ジョブカフェ）において、新規学卒未就職者や早期離職者をはじめとする若年求職者やフリーター等若年者に対する雇用対策並びに地域及び中小企業の発展を支える人材の育成・確保並びに職場定着を推進するための事業に必要な予算を確保するよう求めます。

<国土交通省関係>

1 地域公共交通への支援の拡充

(1) 仙台市地下鉄東西線の整備促進の支援

仙台市中心部の交通需要が増大しており，自動車交通に過度に依存しない交通体系の構築が必要であることから，仙台市地下鉄東西線の整備が計画どおりに進捗するよう引き続き支援を求めます。

(2) 市町村運行バス路線に対する補助制度の要件緩和

バス事業者の大規模な不採算路線廃止に伴い，市町村では生活交通確保のための財政負担が増大しています。平成 23 年度から地域フィーダー路線に対する補助制度が創設されたところですが，国庫補助路線への接続など補助要件が厳しく活用が難しいことから，補助要件の緩和を求めます。

(3) 離島航路に対する補助制度の改善

離島航路に対する補助制度について，実態に応じた標準単価の設定など補助制度の改善及び自治体の補助額全額を特別交付税の対象とするよう求めます。

(4) 第三セクター鉄道への支援

第三セクター鉄道等の厳しい経営状況を踏まえ，補助対象事業の拡大と経営安定のための新たな支援制度の創設（欠損補助等）を図るとともに，地方負担に係る所要の地方財政措置の拡充を求めます。

